

午前10時30分開会

○岩佐委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）ただいまから予算・決算特別委員会を開会します。

9月26日の継続会で全議員で構成する予算・決算特別委員会が設置され、当日の委員会において、委員長に、私、岩佐が、副委員長に小林たかや委員、西岡めぐみ委員、林則行委員がそれぞれ選任されました。委員の皆様、理事者の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

また、8月26日の議会運営委員会におきまして確認されたとおり、当委員会もライブ中継、映像配信を実施いたしますので、よろしくお願いいたします。

休憩は適宜取りますが、各自、水分補給ですとか、あとお手洗い休憩は、議事の進行に影響のない限りで取っていただいて大丈夫ですので、ぜひ、理事者の方も行ってください。

それでは、初めに議長からご挨拶をお願いいたします。

○秋谷議長 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）連日の委員会、お疲れさまでございます。予算・決算特別委員会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

今定例会に提出されました令和6年度一般会計補正予算第2号及び令和5年度各会計歳入歳出決算の認定については、全議員で構成する予算・決算特別委員会を設置し、審査を進めていくことになりました。限られた日程ではございますが、岩佐委員長、小林副委員長、西岡副委員長、林副委員長の下、精力的かつ活発なご議論いただきますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

○岩佐委員長 ありがとうございます。

次に、区長からご挨拶をお願いいたします。

○樋口区長 皆様おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）令和6年第3回定例会予算・決算特別委員会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、今回の定例会におきまして予算・決算特別委員会が設置され、委員長に岩佐りょう子議員が、副委員長に小林たかや議員、西岡めぐみ議員、林則行議員がそれぞれ選出されました。ここに、重責を担う本委員会でのご活躍にご期待申し上げます。

さて、9月26日に本委員会に付託されました、議案第38号、令和6年度千代田区一般会計補正予算第2号につきましては、何とぞご審議の上、原案どおりご議決を賜りますようお願い申し上げます。

また、議案第39号、令和5年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定につきましても、ご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。開会のご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

ここで審査の進め方についてお諮りします。当委員会に付託されました議案は、議案第38号、令和6年度千代田区一般会計補正予算第2号及び議案第39号、令和5年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定についての2議案です。お手元に予算・決算審査について及び分科会の設置についての案をお配りしております。

本日は、まず、令和6年度一般会計補正予算第2号を審査し、採決まで行いたいと思い

ます。補正予算審査を終了した後、決算審査に入ります。決算についての総括的な説明及び監査委員の決算審査意見書の概要説明を受けた後、これらに対する質疑を受けたいと思います。

詳細な決算調査については、三つの分科会を設置させていただき、各分科会にお願いしたいと思います。なお、委員長はいずれの分科会にも所属しないものとします。分科会の報告書は10月8日火曜日の午前中までに委員長へ提出いただき、委員の皆さんにはその日のうちに報告書の写しと分科会の会議録をお配りする予定です。10月8日です。

総括質疑項目の各会派から委員長への提出期限につきましては、10月8日火曜日午後4時とさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

そして、10月10日木曜日から総括質疑を行うという順序で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 ありがとうございます。

次に、予算・決算審査日程、調査方法、出席理事者及び傍聴について、また分科会の設置及び分科会報告書については、いずれもお配りしております案のとおりご提案させていただきます。お目通しを頂き、このように決定したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。そのまま進めさせていただきます。

なお、職員費及び決算附属書類中、各会計実質収支に関する調書、財産に関する調書、定額基金に関する運用状況調書については、企画総務分科会での調査をお願いすることにしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

次に、出席理事についてお諮りします。補正予算審査では、区長、副区長、教育長、部長、技監、担当部長、部庶務担当課長、担当課長に出席をお願いすることとします。また、決算審査では、従前どおりの理事者の出席をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

なお、委員の質問及び理事者の答弁は簡潔をお願いいたします。さらに、委員会開会中は、（発言する者あり）中継、あ、先ほどそれは申し上げましたね。よろしく申し上げます。

それでは、本日の日程に入ります。これより、（1）議案第38号、令和6年度千代田区一般会計補正予算第2号の審査に入ります。

補正予算の審査の進め方ですが、まず執行機関から総括的な説明を受け、本日の配付資料の確認後、予算説明書に基づき、歳出歳入、債務負担行為の順番で質疑を行います。全ての質疑が終了した後に、補正予算第2号の採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、進めさせていただきます。

それでは、議案38号、令和6年度千代田区一般会計補正予算第2号について、概要説明をお願いします。

○中根財政課長 それでは、補正予算資料1をご覧ください。一般会計補正予算第2号の概要でございます。補正予算第2号につきましては、歳入歳出予算の補正と債務負担の補正の2項目が大きく分けてございます。まず、歳入歳出予算の補正についてご説明申し上げます。

補正予算額は、冒頭ありますとおり1億6,200万円余となりまして、補正後の予算額はここに記載のと通りの700億余りとなります。まず、歳出について、2項目ご説明いたします。

まず一つ目、幼稚園給食でございます。お茶の水幼稚園における給食の開始に向けた準備経費について、追加の予算として2,000万円余りを追加で計上いたします。

2番目が新型コロナウイルスワクチン接種対策でございます。予防接種法に基づく定期接種に新型コロナウイルスワクチンがなったことに伴いまして、対象となる高齢者等の接種に要する経費で追加の経費が必要となりましたので、その経費を追加するものでございます。1億4,000万円余りの追加でございます。

続きまして、今の2項目に対する歳入でございます。まず、繰越金として2,800万円余り、そしてコロナ接種ワクチンの経費に対して、諸収入として2項目で1億3,000万円余りの収入が見込める状況となっております。

歳入歳出補正につきましてはのご説明は以上です。

続きまして、債務負担行為の補正でございます。債務負担行為の補正につきましては（仮称）四番町公共施設の整備について、資材及び労務単価の高騰の影響で、後年度負担について増額となりますので、その債務負担行為補正額の限度額として、75億余、負担期間が令和7年度から8年度にかけての債務負担行為の補正を追加するものでございます。

概要は以上となります。

○岩佐委員長 はい。概要説明、ありがとうございます。

それでは、一般会計補正予算第2号の歳出について審査に入ります。補正予算説明書14ページ及び15ページについての説明を受けます。

○清水学務課長 それでは、説明書14ページ及び15ページの歳出、子ども費学校管理費についてご説明させていただきます。

昨年度実施した子育て支援に関する区民ニーズ調査の結果により、改めて幼稚園への給食ニーズの高さが明らかになり、短時間保育のみを実施している区立幼稚園である麴町幼稚園、九段幼稚園、番町幼稚園、お茶の水幼稚園においても、食育の推進と栄養面に配慮された食事の提供及び子育て支援を目的として給食を実施する方向で取り組むことといたしました。

この幼稚園4園のうち、既に多様な保育需要を見据えて調理スペースを確保できているお茶の水幼稚園において、令和7年度の早い時期に給食提供をするためには、本年度中に準備作業を開始する必要がございます。そのため、調理室に必要な備品等整備に関する経費について、追加の予算計上を行うものでございます。補正額につきましては、説明書記載のとおり、幼稚園管理費2,090万円となっております。

ご説明は以上でございます。

○岩佐委員長 はい。ご説明ありがとうございます。

質疑を受けます。こちらの、今のご説明に対しての質疑はございますか。

○小枝委員 区民ニーズ調査ということで、この事業に至った。まあ、いいことだと思うんですけど、この区民ニーズ調査というのは、具体的にどの調査でしたか。世論調査ですか。それとも、教育、子ども部として行った調査でしたか。それから1園が幼稚園給食が始まるとすると、あと、やっていないところはどこでしたでしょうか。

○清水学務課長 こちらの調査は、子育て支援に関する区民ニーズ調査でございますが、こちらは第3期千代田区子ども・子育て支援計画の策定を進める中で、子ども部として区民のニーズを調査したものでございます。またお茶の水幼稚園で来年度は給食を実施いたしますが、来年度実施できない園というのが麴町幼稚園、九段幼稚園、番町幼稚園の3園でございます。

○小枝委員 はい、分かりました。

それと、1人当たり、何ていうんですかね、単価、大体、今、まあ、無償化ですから、全額、区のほうで負担することになると思うんですけど、来年以降の子ども1人当たり単価で、あと何人分ぐらいを想定しているのかということ。

それから、もう一点、もしも、どうしてもお弁当にしたいという人がいた場合、これは選べるのかというのは聞いておきたいと思います。

○清水学務課長 現在の単価ですと、幼稚園給食は300円となっております。人数は、現在、お茶の水幼稚園は30名程度ですので、そのくらい的人数を想定しております。

あと、何でしたっけ。

○岩佐委員長 お弁当を持って行っていいかですね。

○清水学務課長 お弁当ですね。給食を実施いたしますので、原則、給食を召し上がっていただくという形になります。

○岩佐委員長 よろしいですか。（発言する者あり）お弁当を、これ、持ち込みたい人が持っていてもいいかということで、もちろん原則は給食けれども、お弁当、アレルギーとかね、いろいろなお子さんを、許可が得られるのかということだと思うんですけども。

学務課長。

○清水学務課長 アレルギーですとか、特殊な、特別な理由によってお弁当を持参されたいというご家庭については、ご相談いただいて、お弁当の持参も可能、特別な理由がある場合には可能というふうに考えております。

○岩佐委員長 はい。よろしいですか。

牛尾委員。

○牛尾委員 今回、お茶の水幼稚園ということですがけれども、ほかの3園についての調査費用、給食ができるかどうかというのの調査費用というのは、この中に入っているんですか。

○清水学務課長 調査費用は、来年度の予算を計上させていただく予定でございますので、この予算には入ってございません。

○牛尾委員 やはり来年度、お茶の水が始まると。もちろんほかの3園についても保護者の皆さんは当然、給食にしてほしいという声はあると思うんですよね。やはりいち早く、私はね、お茶の水を始めるといふのであれば、調査ももう来年度待ちじゃなくて、もう今年度からどんどん始めていくという姿勢が私は必要だと思うんですけども、そこについての考えはいかがですか。

○清水学務課長 そうですね。ほかの園についての調査といいますか、確認ですとかそういったことは、今年度中にも、内部で実施して進めているところでございます。すみません。先ほど来年度予算を計上してと申し上げたんですけれども、そここのところも、内部的な確認、ちょっとその具体的な調査というところは予算を上げて調査をするのか、それとも内部的な確認のところで行っていくのかということについては、今、まだはっきりとしてはございません。

○牛尾委員 あと、お茶の水については、それが可能、まあ新しくなりましたから、そういった幼稚園の給食に対応できるような設備というのが、スペースがあるということなんですけれども、ほかの3園については、今のところですよ、例えば小学校の給食室をお借りするとか、そういった形で実施ができるようなところなのか、それとも、もう抜本的に、もう施設改修とかが必要なのか、その辺の見通しはいかがですか。

○清水学務課長 現在の小学校の調理室を活用してということでございますが、今現在、やはり給食を提供する時間帯ですとか調理方法ですね、食材についても、幼稚園と小学校とは異なりますので、なかなか難しいかなということでございます。ですので、小学校の調理室を活用して、そこについても再度確認をいたしますが、なかなか難しいかなというふうに考えております。

○牛尾委員 まあ、私も、なかなか小学校の給食室を借りるというのは難しいという話は聞いていますんで、なかなか大変だと思うんですけれども、ただ、そうすると、お茶の水だけ先行して、4月から給食と、ただほかの3園については、しばらく給食ができる可能性というのは低過ぎる、低くなると。昨日の委員会では、そこはお弁当対応というような話もありましたけれどもやはり給食を求める保護者のニーズからすると、可能な限り、どこかの施設をほかに移して給食ができるようなスペースをつくるとか、そうしたことも含めてニーズに応えるような対応というのを早急に考えていただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。

○清水学務課長 委員おっしゃるとおり、幼稚園の保護者、ほかの園の幼稚園の保護者にもヒアリングを実施しております。食育を進める観点から、やはり給食を実施してほしいという声が大変大きいということは認識してございます。給食提供については、ほかの施設からの配送ですとか、様々、可能な限りいろんな形を想定して、検証といいますか調査をしていきたいと思っております。なるべく早く実現したいと考えておりますので、そここのところはしっかり進めていきたいと考えております。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○牛尾委員 はい。

○岩佐委員長 林委員。

○林副委員長 幼稚園の給食というのは非常にニーズが高いのは分かるんですけれども、体感としても、今の答弁の中で、こう、ほかの配送を、まあ、要は、千代田区というのは小学校は自校方式で、自分の学校で賄って食べるという形なんですけれども、全国を見ると、そういう自治体というのは極めて少ないわけです。いわゆる給食センターとか、食材を作るところがあると。で、麴町小、九段小、番町小学校が残り出ていないんで、ここは自校方式や自園方式というのかな、自分のところで給食を作らないような形で一步こう踏み出すというのは、検討の素材に入っているんでしょうか。

○清水学務課長 林委員おっしゃるとおり、ほかのところからの、ほかの園ですとかほかの施設で作った給食を配送して提供するというところも、検討の内容に入っております。

○林副委員長 そうしますと、学校が、児童数が、そもそも建設したときよりも、設置したときよりも、想定よりも多い学校もあるわけですよ。非常に子どもたちにとっては生活環境が狭い。学校のほうが狭いと。で、幼稚園は配送が可能で、今後小学校の自校方式というのを見直すというのは、選択肢のうち、ないんでしょうか、現時点で。

○清水学務課長 現時点では、自校方式を変更する予定はございません。

○林副委員長 そうすると、幼稚園は配送で、小学校は栄養士さんたちが作る、学校で作る姿を見れるという、ちょっと、こう、違和感があるんですけども、これ、全体として、体系として、千代田区の本当に子どもたちにとって何が一番いいんだろうかというところ、アレルギー対応も含めて、自校方式だと、やっぱり限界が出てくる。お弁当にせざるを得ない子も出てきてしまうと。こういった、全般的にこういう幼稚園の給食というのを一つの機会として見直すという、そういうのは全く考えていないんですかね。もったいないなとは思いますが。

○清水学務課長 そうですね、全体を見直すというところが将来的に必要なのかもしれないんですけども、まず、幼稚園で給食を提供するというところを考えていきたいと考えていきたいところですので、そういったところも含めて、そうですね、どういう提供の仕方が子どもたちにとっていいかというところは考えていきたいと思えます。

○林副委員長 端的に言うと、自校方式、自分の園でと、区立保育園も自分の園で給食を作って出すと。で、小学校も出してきたと。で、センター方式にすると、大きな変化なわけですよ。これが、何がいいか悪いかというのは、伝統を大事にするんだったら自校方式なのかもしれないけれども、学校自体が狭くなっているという現実を踏まえると、一つ、幼稚園ができて、小学校が踏み込めない理由というのは、何になるんですかね。

○清水学務課長 まず、給食を提供したいというところが優先かと考えております。現在も九段中等教育学校ですね、前期課程に給食を提供しておりますが、富士見のほうから配送で提供しているというところがございます。また、お茶の水小学校を仮校舎で運営していたときには、一橋中学校から配送によって提供していたというところがございます。ちょっと状況に応じてその辺の対応は必要になってくるかなとは考えますが、やはり自校方式が一番最善といえますか、そうできるのであればそれが一番いい方法かなというところは考えております。

○林副委員長 最後。判断の基準というのはどこに当たるんですかね。配送がここは、ここまでの領域がよくて、ここからはあるべき論として自校方式なんでしょうけれども、配送できる判断基準の裁量というのは、どこに当たるんですか。

○清水学務課長 今のところ、ほかの施設での調理が可能かということと、あと、それを配送、そこで作り出す、作ったものを搬送ですね、条件に合った、給食提供の条件に合った設備でルートで出して、その施設から出して、で、受入れ側ですね、受け入れる園でもそれを受け入れが可能かというところが、まずはハード面として必要なところと考えております。

あとは、そうですね、おっしゃるとおり、こういった形が子どもたちにとってよいのかというところがございますので、そのところは考えていきたいと思えます。

○林副委員長 はい。何かうまくかみ合わないんですけど、幼稚園、幼児教育の全般的に見直していくんですよ、給食を提供するんですから。と、うーん……。ハード面が一つの見直し基準に、判断基準になるのか、教育、幼児教育という、食材も含めた食育のものを最優先していくのか、どちらを重点的に考えていくのかぐらいの方針を出さないと、お金をつけるのは全然問題ないと思うんですよ、子どもにお金をつぎ込んでいくというのは、これは国のほうの流れでもあるんですけども、給食費を無償化するというのも、ここも違和感がない話なんですけれども、自校方式というのをあんまりこだわるところに来ているのか、それとも見直す時期に来ているのかというのを、少し教育委員会として考えてもいいのかなと感じるんですけども、そこは、来年度以降、お茶の水はできたと。できるところはできる。まあ、あそこは、児童数、園児数が少ないとか、小学校の児童数が少ないところは、施設に容量があるんでしょうけども、もう小学校自体でぱんぱん、学童もいっぱいというところは、どういうふうに総合的に判断になってくるのかなというのを示していただければ大変ありがたいんで、それは来年度以降の話になるんですかね。

○大森教育担当部長 ちょっと補足をさせていただきますが、まず小学校は、基本的には自校で給食調理室を抱えて、しっかり提供させていただいております。で、幼稚園が、お茶の水幼稚園はいろんな多様な教育を見据えて調理室の準備ができておりましたんで、これは進めさせていただきたいと思います。ほかの幼稚園が、まず物理的に、今は調理室が確保できないだろうと思っています。ただ、そこは調査をしていきたいと思っています。

ですので、原則は、幼稚園も、自園というんですかね、自分のところの幼稚園で作っていききたいというのが一番いいと思っています。ただ、それが、どうしてもやっぱ物理的にできないとか、そういう自園での提供ができないといったときに、先ほど課長が申しましたのは、リレー方式だとか、どこかから運んでくるとか、そういうこともしっかりと見据えて、とにかく3園に対して給食をちゃんと提供していきたいと、そういう検討をさせていただきたいということをお願いさせていただきました。

それとは別に、林委員の、各小学校の特別教室を潰して普通教室化したりとか、いろんな、こう、各小学校が手狭だというのは、そこはしっかりと受け止めて、今後、各小学校の拡充に検討を深めていきたいと思っています。

○林副委員長 じゃあ、最後。分かりました。そうすると、千代田区のかつて昔はランチルームとって、教室で勉強するところと食べるところを分けようと、そういう教育方針にしようというって、幾つかの学校はランチルームを造った。けれども、ここから先の改修というのは、別にランチルームを造るわけじゃない、教室で食べてもらうんだけれども、小学校の給食設備と幼稚園の給食設備を造ると。で、そこまでのつなぎとして、改修、全体改修までの間は、子どもたち最優先で給食が提供できるように、センターなのかりレー方式なんかは別途として、拡張していくと、そういう考え方。要は、改修できるまでの間の当面のつなぎというふうに受け止め、お茶の水以外はですよ、受け止めてよろしいんでしょうか。

○大森教育担当部長 各園というんですかね、基本的には小学校に付随していますんで、小学校の建て替えなんかを見据えた中では、しっかりと整備はしていきたいと思っています。ただ、それまでの間、そのセンター方式が、すみません、それが暫定的という位置づけになるかどうかはちょっとあれなんですけど、しっかりと提供、何かしら3園に給食を提供で

きる設備をしっかりと整えていきたいというふうに考えております。

○林副委員長 どうぞ。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○小林副委員長 関連。

○岩佐委員長 小林委員。

○小林副委員長 ただいま林委員から問題提起がなされたんですけども、幼稚園については、お茶の水は自園方式でやった。その他のところは検討中ということで、根本的な話というのは、それは幼稚園の話なんですけど、先ほど言った小学校についても、この辺で見直しをしていかななくてはいけないのかなと思うんですね。というのは、先ほどありましたけど、実際、小学校の給食が、今後、先ほど言ったようなランチルームなんかで食育とかいうのを中心に、食、給食も教育だと。教育だと。この教育をやりながら栄養士さんとかいろんな人の意見を聞きながら、食事に対する学習もしていくという大変大切なところだったと思うんですけど、でも、実質上、今後、ランチブルームがなくなり、そういうことができなくなっていく。なってきた。それから、温かいものを食べたいとか、アレルギー、まあ、あったかいものは食べられるんだろうけど、アレルギー対応とか、今お子さんもいろいろな形で食べ物に対することに、例えば保護者も気を遣ってきているんで、給食で全部対応できるのかと。できないとなると——できるかどうかというような調査もしていかななくちゃいけないし、なおかつ、今後、幼稚園はこれから始めるという今の予算ですけども、今後の小学校については、給食って、全体に作れば、設備だって大きくなっているし、老朽化していく。この設備も考えなくちゃいけない。栄養士さんとか調理師さんの人件費も、もう当然上がっていったり、確保しなくちゃいけないという総合的な問題があると。それから、根本的にスペースの問題も出てくる学校もあると。要するにランチチームは取った、図書館は廊下に造った、どんどん教室がなくて新しくしていくようなところなんていうのは、給食設備の広いところだって考えなくちゃいけないという可能性も出てくると。それは食育との関係であると思うんですけども、そんなのを総合的に、幼稚園が始まっているときにですね、小学校も併せて考えて、調査もしくは研究、検討に入っていかななくてはいけないというふうに思いますが、その辺も改めてご答弁を頂きたい。

○大森教育担当部長 ランチルームの件は、先ほど林委員にもご説明いたしましたが、ランチルームが、今、ほかに転用されているとか、ほかの教室、特別教室がないとかというのは、それはちょっと給食とは別に、食育とは別に、拡充のいろいろ検討はしなきゃいかんとは思いますが。ただ、食育は、例えばそのときに、普通の授業とリンクさせたり、この食材はどこどこ産で、そこの特産はこうだとか、そういう事業にもかんでやる。その際は、やはり一番いいのはそこの、そこの校だとか園にちゃんと栄養士さんがいて、それを全部マネジメントして、先生とも連携しながら食育、教材としての食育を進める。もう一つは、アレルギーだとかそういうのも、一番丁寧にできるのはそこの校や園に栄養士さんがいる中で、保護者と綿密な打合せをしながら、そういうこと、アレルギーの事故というんですかね、そういうことが絶対起きないように、丁寧に丁寧にそういった調整、打合せを進めているという中では、園や校でやるのが一番安全・安心かなというふうに思っております。

○小林副委員長 もう一点。

○岩佐委員長 小林委員。



○小林副委員長 そう、今の意見、ご答弁ですと、要するに自園方式を引き続き、小学校についてやっていく、ということですよ。で、その、じゃあ、幼稚園に戻ると、幼稚園については、先ほどの検討にまだ入っていない。ですよ、お茶の水以外は、3園については調査費がついただけで、あ、調査費をつけるかどうかは決まっていなかった。なんですけども、それを、小学校の今の概念は理解しますが、幼稚園はじゃあその概念を適用していくという考えでいいんですか。

○清水学務課長 はい。幼稚園につきましては、先ほど部長がご答弁申し上げたとおり、自園方式というところを最優先で考えております。ただ、そこが、すぐには難しい、施設の整備等必要でございますので、それまでの間といいますか、なるべく早く給食を提供できる方法というところを検討してまいります。

○小林副委員長 保育園は全部、自分のところで、今、やっているんですよ、保育園は全て。と、保育園と幼稚園って何が違うんですか。

○清水学務課長 保育園では、給食を提供するというところが法的にも必要というところで、幼稚園につきましてはそのところが違っておりますので、現在、提供していないというところがございます。

○小林副委員長 ちょっとよく分からないですけど、何が基本的に違うんですか、幼稚園と保育園。

○大森教育担当部長 給食に関しては、保育園は調理室設置で給食を提供する、このことが必置です。法で定められています。で、幼稚園は、そういう調理室を設けなさいとか給食を提供しなさいと、法的な縛りはないです。単独の幼稚園はですね。ただ、千代田区の保育園、こども園、幼稚園、要は、園、千代田区立の園はですね、園については、やはり今後しっかりとこの、食という、食を提供したいというふうに現在考えているところです。

○小林副委員長 ということは、保育園に行く子どもも幼稚園に子どもも、千代田区の子どもは一緒ですよ。保育園については法律があるからやる、幼稚園は法律がないから、まあ、言えば、やらなくてもいいかもしれないみたいなことというのは、ちょっとおかしいかなと思うんですね。保育園並みにやるべきではないんでしょうかね。

○大森教育担当部長 ええ。ですので、今やっていない幼稚園単独の幼稚園に対して、そういう給食を提供していきたいと思っております。ただ、繰り返しですが、お茶の水幼稚園は、頑張ることができるんですが、ほかの3園が、どう考えても、今、物理的に調理室を設けることがちょっと難しいだろうなと思っております。ただ、それもしっかりと調査をして、できないんだったらできない。次の策があるのかどうか。そういったことを来年度以降検討していきたいというふうに思っております。

○小林副委員長 よく分かりましたけれども、そうすると、先ほど牛尾委員が言ったように、やっぱりお茶の水だけ先行していくというのは、やっぱりよろしくない。よろしくないということを——よろしくないというのは、できなきゃしょうがないけれども、スペース面で。やっぱり、それに近づくように、今から猛烈にスピードを上げてやっていかないといけないように思いますけれども、その辺はいかがですか。

○清水学務課長 委員おっしゃるとおり、4園のうち一つの園だけ先行して始めるというところにつきましては、ほかの3園について、積極的に給食を提供する方法、できる方法を積極的に進めてまいります。

○岩佐委員長 西岡委員。

○西岡副委員長 ちょっと所管の委員長をしておりますのであまり細かく聞きませんが、1点だけ、ちょっとお願いといいますか確認なんですけれども、やはり今、幼稚園の定員割れが起きているという状況の中で、例えば歳児によっては、10人、20人という定員割れが起きているわけですよね。で、その増員のきっかけの一つとして今回給食提供というものが案として出てきたのかなというふうに認識をしているんですけれども、ほかにも保護者のニーズ調査の中では、もう幼稚園の給食の提供と預かり時間の延長というものがあつたと思うんですけれども、要は今回、幼稚園の給食を提供していくというところで、じゃあこの予算をつけた。そうしたときに、分析、それでどれだけの増員が見込めたのか、その分析とフィードバックはしっかりしていただきたいなと思うのと、23区で、ほかの状況もそのときに踏まえながら、いろいろとフィードバックをしていただけたらというふうに思いますので、せっかく予算をつけるのであれば、それによって、この給食提供によってどれだけ幼稚園の人数が増えたか、定員が増えたのか、そこはちょっとお知らせいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○大森教育担当部長 はい。しっかりと分析させていただきます。（発言する者あり）

○西岡副委員長 ありがとうございます。

○小林副委員長 してあるんでしょ。

○西岡副委員長 23区の……

○小林副委員長 してあるんじゃないの。

○大森教育担当部長 23区のも調査して、分析していきたいと……

○林副委員長 これから。

○西岡副委員長 これからなんですよね。

○岩佐委員長 これから……

○大森教育担当部長 これからですよ。

○西岡副委員長 これからの。（発言する者あり）

○岩佐委員長 いや、今、分析されたんですかと……

○大森教育担当部長 これからのことです。

○岩佐委員長 分析されて今回の予算になったんですかという質疑だったので……

○大森教育担当部長 分析されたんですかということ。やるんなら、しっかり分析してくださいねという話ですよ。（発言する者あり）

○西岡副委員長 時間を取りたくないの、いいです。じゃあ、後日また教えてください。（発言する者あり）よろしくをお願いします。はい。終わります。（「優しいな」と呼ぶ者あり）

○小林副委員長 優しい。

○西岡副委員長 大丈夫です。

○小林副委員長 優しい。

○岩佐委員長 米田委員。

○米田委員 委員長。短く行きます。

中身なんですけど、2,090万。これ、備品とおっしゃっていましたが、備品のみですか。

○清水学務課長 こちらは備品購入費が1,600万円、冷蔵庫で、冷凍庫、冷蔵庫、配膳ワゴン等の備品の購入費ですね。あと、一般事務費として490万円、調理器具ですとか食器等の消耗品の購入費となっております。

○米田委員 はい、分かりました。これ、小学校の給食は小学校の給食を作ってくださっているところがやると。で、お茶の水幼稚園は別の給食屋さんというか、センターがやるということでしょうか。

○清水学務課長 はい。調理の事業者、委託先でございますが、現在、小学校を委託している事業者がございます。一部、施設のほうが、共用部分がございますので、同じ小学校の調理事業者に委託する予定でございます。

○米田委員 よかったなと思っています。なぜかという、今、給食の事業者、調査によると3割から4割赤字で、なかなか受けてくれないという事実もあっております。で、今、一緒と言っていたんで、ここがやっていたらと。ということは、ちょっと懸念していたんですけど、そういった観点から、これ、4月からやるとおっしゃっていたんですけど、4月から間に合うと、確実に間に合うと思って、よろしいですか。

○清水学務課長 米田委員おっしゃるとおり、調理事業者、なかなか、人の、人材不足で、なかなか難しいところがございます。同じ事業者へ委託ということになりますが、やはり準備が、新たな人を入れていただく可能性もございまして、準備等の期間が必要でございますので、5月頃から実施の予定と考えておりますが、なるべく前倒して早い実施を目指して進めていきたいと考えております。

○米田委員 少し安心しました。ただ、今の給食事業者、引き抜き合戦とか、様々な事情があると思っております。そういったことに巻き込まれないよう、区としてよく見ていただいて、あと、いわゆる赤字経営にならないように、しっかりサポートもしていく。こういったことでサポートしていただきたいんですけど、いかがですか。

○清水学務課長 そのところは、事業者のほうに、十分、区からも説明をいたしまして、サポートといいますか、しっかりと運営していただける人材の確保に努めていただくように区のほうからも伝えてまいります。

○米田委員 もう、いいや。

○岩佐委員長 春山委員。

○春山委員 じゃあ、1点だけ確認させてください。先ほど牛尾委員や小林委員からお茶の水園だけのこの給食費、給食が出るということに関しての質疑があったんですけども、ほかの3園の方々から、いつ頃始まるのかというような問合せもあったりしている関係で、このお茶の水の、幼稚園の、園での給食、調理場の設置ができるか、調理ができるというのを設計段階から検討されていたんでしょうか、それとも、いつ頃から調理室を使っている給食が提供できるんじゃないかということが検討され始めたのか。そのとき、本来であれば、ほかの3園の課題が分かっているのであれば、同じように、スタート、開始時期は別としても、こういう提供の方法があるというアナウンスぐらいまではできてよかったのかなと思うんですが、その辺りの時系列についてお伺いさせてください。

○清水学務課長 設計時点では、将来の子育て支援ですとか、例えばですけれども、こども園化ですとか、そういったところをどのような形になるかというところを、どういう形になっても対応できるような施設というところで、設計段階で、そのスペースですね、調

理室として整備をしたというものではないんですけれども、確保したというところでございます。

○春山委員 ありがとうございます。調理室としての整備を検討されたのはいつなんでしょうか。

○清水学務課長 ご説明で重複になる部分もございますが、ニーズ調査の結果が出まして、やはり高い給食の需要、ニーズがあるというところと、あと各園のPTA等にご意見を伺ったところ、やはり食育を目指した給食を実施してほしいという、そういったご意見がございまして……

それが、具体的に調理室として、というところは今年度に入ってからでございます。

○岩佐委員長 はい。よろしいですか。

○小林副委員長 ちょっと……

○岩佐委員長 はい。小林委員。

○小林副委員長 先ほども確認したんですけれども、保育園は法律で造らなくちゃいけないから、もう用意したわけですよ。幼稚園は、なくても、そういうことがなかったから、食事は提供しなかったんですよ。けども、先ほどの意見、調査はまだしていないというんだけど、幼稚園で、お弁当じゃなくて、給食を提供してほしいというのは、前から、こんな最近じゃなくて、ずっと前からそういう要望はありましたよ、ずっと。そのところ、悪い言い方をすると、そこは聞かないで、新しくできた施設で、スペースができたからお茶の水だけやろうと聞こえちゃいますよ。今の答えも、そういうお答えをしていたら。やっぱり、全体的にそういうニーズが上がってきて、お茶の水ができるってスタートすれば、ほかだってやりたいと言うに決まっているじゃないですか。そのときに対応するための準備を既にしておかなかつたら、こんな予算を出してきたら、駄目じゃないですか。（発言する者あり）ここだけ、できるところだけ、やります。いいことですよ、確かに先行してできれば。けど、それを出すときには、ほかもちゃんと、（発言する者あり）これは先にやるけど、追隨してできるんだというような準備をしてこの予算を出してこなかつたら、そういう意見が出ますよ。今までずっと幼稚園はやりたいと言っていて、一つだけやっちゃうんだもん。だから、そのところをやっぱりちゃんと調査して、スタートしなくちゃいけないというところを、何かこれから調査しますみたいに言っちゃ駄目だと思うんで、その辺は少し考え方を変えないといけないと思うんですけど、いかがですか。

○大森教育担当部長 繰り返しなんですけど、そのニーズは、以前から私もお聞きはしています。ただ、物理的に調理室ができないんですということでお返ししていたと思います。それはきっと変わっていません。ほかの3園に関して、今、今、すぐに給食提供できないんだと思います。それはしっかり調査、検討しますけども、ただそこが解決しないんだつたら、お茶の水幼稚園に給食を提供しちゃいかんという話にはならんと思うんです。

○小林副委員長 それは反対です、言っているのが。反対ですから。

○大森教育担当部長 で、お茶の水幼稚園の設計をしているときに、やはり、こう、当時は、保育園もあふれる、言わばいろんな保育ニーズが、こう、結構多様性というか、やっぱり、いろんなニーズがあったと思うんです。その中で、お茶の水幼稚園も、そういう多様な保育教育需要も見据えて、そういうスペースを確保はしていたんであるんで、そこは給食提供をさせていただきということです。

○小林副委員長 はい。言っていることは全く同じで、答えが全く違うだけで。繰り返されるのは嫌なんですよ。お茶の水は先行してできるんです。ほかはスペースがないんです。ニーズは取っていました。だから、今のお答えで言うと、お茶の水は先行してやらせていただきますというときに、何でもかも、難しいところを解決するような検討に入っていなかったんですかと聞いているんですよ。それは難しいからできない、これからやる、という話とは違いますよ。何で入っていただいていたんですかということ。その辺はちゃんと受け止めてくれないと、ほんと、同じような行き帰りになります。

○小川子ども部長 委員長。子ども部長。

○岩佐委員長 子ども部長。

○小川子ども部長 はい。ただいまご指摘がありましたように、幼稚園の給食についてはかねてより保護者の方から多くの要望があったことは事実でございます。全体の子ども・子育ての支援計画であったり、幼稚園の在り方であったり、そうした検討も併せて行っていたところでございます。そうした中で、今、話にのっている給食の問題についても、当然、議論がなされてきたわけでありまして、

その議論の中で、先ほど来課長、部長が答弁しましたように、ニーズ調査の結果であったり、あるいはお茶の水小学校の保護者からの要望書の提出であったり、非常にこの年度が替わりまして、急速に様々な強い要望とか強いニーズが、我々の想像以上に強かったという実態がございます。そうしたことから、できるだけ幼稚園での給食実施を早急に実施するべきだという判断に至ったところでございます。

したがって、そのほかの園に関しての検討をしていなかったというよりは、むしろお茶の水の、せっかく設備があるのであるから、できるだけ早期にという意味で、今回は準備行為のための補正予算を提出させていただいたわけでありまして、ほかが遅れていたというよりは、お茶の水の検討を早急にやるべきだと、そういう判断に至ったため、今回の補正予算の提出をさせていただいたということでございますので、ご理解を頂きたいと思っております。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○小林副委員長 止まらない。

○岩佐委員長 ……らないで。

はい。このページはよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。次に進めます。

続いて、補正予算説明書16ページ及び17ページの説明を受けます。

○後藤健康推進課長 はい。それでは、16ページ、17ページの説明をさせていただきます。健康推進費、新型コロナウイルス対策、新型コロナウイルスワクチン接種対策でございます。併せて、補正予算資料2をご覧ください。

新型コロナウイルスワクチンにつきましては、特例臨時接種が令和5年度末で終了し、今年度から個人の重症化予防を目的とした定期接種となります。対象は、65歳以上の方と、一定の基礎疾患を有する60から64歳までの方で、高齢者インフルエンザと同様でございます。接種期間は10月1日から3月31日まで、回数は1回です。接種場所は、区内96

か所の医療機関と、23区内は相互乗り入れ可能でございます。区民の方の自己負担はなく、無料で接種できます。

接種状況として、令和5年度の春開始接種では、対象者は高齢者や医療従事者等で、接種率が51.2%、秋開始接種では高齢者の接種率が47.2%となっております。

当初、国は標準的な接種費用として7,000円と示しており、3月11日の常任委員会でご報告しましたが、その後1万5,300円程度と大幅に上昇し、東京都、都医師会、23区にて協議した結果、令和6年7月末に1万5,391円に決定したものでございます。そのため、当初予算の不足分1億4,184万円余について、追加の予算計上をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

この件について質疑ありますか。

○小林副委員長 牛尾さん。

○岩佐委員長 ないです。ありませんね。

○小林副委員長 牛尾さん、ないの。

○岩佐委員長 はい。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。なしということで、歳出に対して、以上で質疑を終了します。

続いて、歳入についての審査に入ります。補正予算説明書8ページ及び9ページの説明を受けます。

○中根財政課長 はい。繰越金のご説明でございます。この後ご説明いたします諸収入として、コロナワクチン接種対策として見込める歳入が1億3,000万円余りでございます。それに対して不足する、今回の歳出予算で不足する経費を繰越金で見込む予定でございます。

説明は以上です。

○岩佐委員長 ありがとうございます。

質疑を受けます。この件について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 ありません。

ということで、続けて、それでは補正予算説明書10ページ及び11ページの説明を受けます。

○後藤健康推進課長 はい。それでは、10ページ、11ページの説明をさせていただきます。保健福祉費受託収入、予防接種受託収入でございます。定期予防接種については、23区で相互乗り入れをするため、区内で接種した他区民分について、6,501万円余の歳入がございます。

説明は以上でございます。

○岩佐委員長 はい。説明をありがとうございます。

この件について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありませんので、続けます。

続いて、補正予算説明書12ページ及び13ページの説明を受けます。

○後藤健康推進課長 はい。続いて、12ページ、13ページの説明をさせていただきます。

新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金として、1件当たり8,300円、6,972万円の歳入がございます。ただし、国の事務手続の都合上、次年度になる可能性があると連絡を受けたところでございます。

説明は以上でございます。

○岩佐委員長 はい。説明をありがとうございます。

この件について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。なしということで、以上で歳入に関する質疑を終了します。

続けて、債務負担行為の補正についての審査に入ります。補正予算説明書18ページ及び19ページの説明を受けます。

○川崎子ども施設課長 それでは、補正予算説明書18ページ、19ページにございます（仮称）四番町公共施設整備の債務負担行為の追加についてご説明させていただきます。

（仮称）四番町公共施設の整備につきましては、資材及び労務単価の高騰に伴うインフレスライド条項の適用や働き方改革関連法による時間外労働の上限規制適用に伴う工期の延長などに対応するため、契約の変更が必要となっております。このため、債務負担限度額を75億7,066万3,000円、債務負担期間を令和7年度から令和8年度とした新たな債務負担行為の追加をお願いするものであります。

ご説明は以上となります。

○岩佐委員長 はい。説明が終わりました。

この件について質疑を受けます。（「なし」と呼ぶ者あり）

○岩佐委員長 なし。

はやお委員。

○はやお委員 これ、債務負担行為ということで、非常に総括的な数字が出ているんですけども、これ、何回ほど、まず、この債務負担行為、当初私が覚えているのが、当初80億で契約のスタートをしたと思います。それで、今現在、この債務負担行為をやることによって、幾らぐらいの金額になるのか。ちょっとね、いきなりどかんと、資料のない中での説明だったので、確認させてください。お答えいただきたい。

○川崎子ども施設課長 現時点での工事についての金額でございますが、現時点では10億、10億飛んで、すみません、103億5,676万6,412円となっております。

○はやお委員 100億。まあ、お茶小も100億。この辺のところについて、契約が大体同じような時期に、100億、100億という大きなプロジェクトで動いてきたと。それはいいんですけども、契約変更というのはね、ちょっと私もちょっと記憶にないんですけど、何回ほど行われて、そしてその回数ごとに幾ら増額になってきたのか、お答えいただきたいと思います。

○川崎子ども施設課長 はい、お答えします。当初の契約が令和2年3月でございます。その後、その時点で、建築工事、電気工事、空調設備の工事、給排水設備の工事、その同じ年の直後に昇降機の工事の契約を当初契約として行っております。その後、契約変更と

しまして、令和2年の8月に、建築工事、電気工事、空調、給排水の契約変更をさせていただいております。続きまして、令和3年の12月にも契約変更させていただいております。また直近ですと、昨年、令和5年の12月、こちらにつきまして、こちらは建築工事だけでございますが、インフレスライドの適用で変更させていただいております。

○はやお委員 私、金額も重ねて、大体幾らずつ増えていくのかということについてお答えいただきたいと思えます。言ったつもりでいたんですけど、ちょっと答弁漏れ。

○川崎子ども施設課長 当初の工事の関係の契約額ですが、当初が82億7,073万7,200円で、1回目の変更で、こちらが、1億1,900万円ほど増加しまして、合計が83億32万7,000円。その続きの令和3年度の変更で、また変更、増額しております。増額額が11億729万6,000円ほど増額しております。合計が94億9,762万3,533円。続きまして、令和5年度、昨年になります。変更額、増額分が8億5,914万2,879円増額しております。合計が、先ほど申しました103億5,676万6,412円となっております。

○はやお委員 今回、契約変更がなくて、債務負担行為の延長ということでこの数字になったということでもよろしいわけですね。その確認と。

結局、何があれかということ、これだけ100億も超える数字になっているんですね。それで、答えていただきたいのは、まあ、インフレスライドというのは制度上のことだから、そういうふうに契約がされているということでもいいのかどうかということをも確認して、それじゃ、それはそうだよと、コロナもあったし、それだし、労務単価も上がっていくだろうと、機材も上がっていくだろうと。だけど、このところで当初幾らとして単価を考えていたものが幾らになったかということとをきちっと説明しないと、普通、こんな乱暴な予算って、ないんですよ。そのぐらいの資料を作ってもらわないと、結局は議論が、そこが違うとは言わないですよ。そういう確認を議会サイドもしたという形を取らないといけないわけですよ。だけど、そういうところについては、いやいや、これは100億になっちゃいましたよ、どうぞこれをご決裁くださいと、そういうものではないので、そのところをお答えいただきたい。労務単価だとか資材のところね。

○佐藤施設経営課長 はい。すみません。工事関係でございますので、私のほうからご説明させていただきます。

まず、設計時点でございます。設計時点の金額の合計が98億8,000万円余りといったところで、延べ床が1万1,929平米でございますので、平米単価でいきますと82万8,000円程度の平米単価というところでございます。

で、最終の、あと、今回、補正のほうをかせさせていただいて、4定、次回の定例議会の中で契約変更のほうの手続きを進めさせていただきたいというスケジュール感を持っているところでございます。

○はやお委員 今ね、ああ、確かにそういう数字なんだろうねと。やっぱり、一番大切なのは労務単価のところだと思います。働き方改革等々があったということがあるから、これについては、労務単価が幾らから幾らになって、そして何時間というものが、当初の計算から加えると多くなったんだよというところが、だから、こういう債務負担行為としてもこういうふうになっていくんだよねというところがね、細かいところとか、せめて



その内訳の部分でありながら、大きいところを普通は説明するのが、こういう予算、民間でもそうなんです。ちゃんとその予算をやるときには、増減分というか、こうなった部分についての主要要因をね、ただ、何となしにそうだなと思う程度の話じゃちょっと済まないと思うんですけど、その辺をお答えいただきたい。

○佐藤施設経営課長 はい。すみません。先ほどの全体の工事費、設計金額の部分のお話なんですけども、既存建物の解体工事、地上部分の解体で約13億でございますが、その金額も含んだ新築工事の金額というふうになっているところでございます。そして、労務単価のほうでございますが、この四番町、令和元年の単価を使用しているというところでございます。国土交通省のほうから、公共工事の設計労務単価というものを各都道府県ごとに毎年出しております。令和元年と比較、令和6年、5年間になりますけども、比較いたしまして、各工種、例えば鉄筋工ですとか電気工ですとか、塗装工とか、各工種ごとで1日当たりの単価というものを決められております。で、平均いたしますと、トータルで17.22%の上昇率であるというところでございます。工種によってはもっと上がっているものもありますし、もう少し低いものもありますけれども、平均いたしますと17.21、17.22%、5年間で上昇しているというところでございます。これは労務部分、いわゆる人給の部分の金額でございますので、材料費はまた別途高騰しているというような状況でございます。

○はやお委員 まあ、今後契約のところでもやるので、明細が分かってきたところでやることになると思いますが、が、ただ、今後の流れなんですね。というのは、確かに様々な要因で流動的かもしれません。でも、80億のものが100億になっているんですよ。で、何かというと、結局は工事の、大概出てくるのが、基礎工事の問題が出てきて、現実、大体同じようにスタートしながら、条件は違うにしても、お茶小はもう既に完成しているわけです。あそこのところの場所というのが、様々難しい工事があったのかもしれないけれども、この辺のところについては今後の、どのぐらいかかっていくのかとか、その辺というのはどんなような話。つまり、私は1,200億のと、また繰り返しますけど、基金がありながら、つかみで500億かかりますよ、みらいプロジェクトの公共施設は。それで今後上がってくるから、私はもう、あと500億ぐらいしかないと思っています。そういう中での行政経営を考えた上で、どのぐらいに、どのようにしていくのかということは、それはなかなか流動的だろうとは思いますが、どういうふうに考えていくのか。この辺のところについてはね、しっかりと、方向をやるんじゃないかと、はい、分かりました、スライドですから、どんどん、ばんばん。それは、業者のほうとしてはそういうことでしょう。で、そのルールに従ってやっているんでしょう。でも、執行機関としては、今後どういうふうに、どのぐらいのキャップを考えて財政出動をしていくのか、この辺のところについてはどういう話になっているのか、お答えいただきたい。僕は、私はね、また何か言われるかもしれないけど、こういう方針というのは政治が言うことなんです。区長か、もしくは副区長が、こういうような考えの中でどう進めていくのかということをお答えいただければと思います。

○佐藤施設経営課長 すみません。お金の部分もそうなんですけど、前段で、その施設の部分について、一般的なことでございますが、ちょっとご説明させていただきたいと思っております。

やはり施設の用途によって、内容のしつらえが変わってくる。先般のお茶の水小学校については、避難所としての機能をかなり拡充してきたという部分がございます。したがって、用途あるいは大きさ、求められる機能によって、金額というのは様々に変わってきてしまうかなというところがございます。また、地中障害、いつも出て、いろいろご迷惑をおかけしているところがございますが、事前の図面等で地下の構造物等については詳細に調べているところがございますが、なかなか分からない部分があって、そこで増えてきているというところもございます。ただ、先般のお茶の水小学校、四番町、こういったところでの工事費の高騰部分につきましては、一番大きいのはインフレスライドの部分が多分に大きいというところがございます。

で、このインフレスライドでございますけれども、既に行ったものについては対象外というところで、これから行う工事の部分が対象というふうになってまいりますので、工事の、工期の終わりのほうに近づけば、もしも請求されたとしても、金額的にはどんどん小さくなっていくというようなところではございます。

○はやお委員 まあ、これ以上言ってもお答えしていただけないんであれなんですけども、また言うわけではないんですけど、ここのときに、実は四番町公共施設を造るに際して、前の副区長とも、我々4人の会派のときに随分議論したんですね。それは、一つは何かというと、プライベートスペースと、それとパブリックスペース、つまり公共的なスペースと住宅であるプライベートスペースというのは、棟を分けるべきじゃないか。それは何かというと、今後の公共施設を考えていく、更新をしていく上で、何かというと、どうしても住宅は、いつも共産党の方からも言われるように、住宅は人権だったっけ、何と言いましたっけ。

○小林副委員長 人権。

○はやお委員 人権だと。そういうふうに言われてね、非常に難しい問題なんですよ。だから、それを1棟にするのについては非常に難しいという話で、ほぼその流れでなってきたのが、ちょうどまちづくり担当部長であった副区長がかなり精力的に進めていたと思うんですけども、だからこそ、もう一度、もう一度、そのところについて——まあ、お答えしないならお答えしないで、いいです。そういうスタンスだってことがきちっと分かればいいことです。もう一度、そのところについて、ここのところについてはどういうふうに、やっぱり難解な工事になってきているよ、これだけ大規模な工事になってきているよと。そして、やっぱり、我々、ごめんなさい、行政の職員が直接やるということで、100億、100億の工事をやっていたら、それはマンパワーが取られちゃいますよ。というところから考えたときに鑑みて、当初のときと今がどう違って、今後のところについてはこういうふうに考えて収束しますから平気ですよというところについては一番留意していかなくちゃいけないんだから、坂田副区長、お答えいただきたい。

○小川子ども部長 これからどうなるか、これまでどうしてきたかということは、ある程度施設経営課長、その他所管の子ども施設課長のほうで答弁していただいたかというふうに思います。当然、工事でありますので、当初の計画というものは非常にタイトに考えて、計画を立てるわけでありまして、つまりは、予定価格というのがぎりぎりのところで我々は立てて、シビアに立てていくわけでありまして、いろんなことがあった場合に、それに沿って様々な変更をしていくと、そんなようなことであります。

で、住宅に関しましては、やはり区の限られた敷地面積、区の財産の中でできるだけ有効に活用するためにはどのような策が最善かということを検討した上で考えた、区としての考えた結果でありまして、当初そういうことでご理解を頂いたというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○はやお委員 まあ、これ以上やりません。何かといったら、ただ、一言、指摘しておきますよ。スケジュールというのはタイトにつくるものじゃないんですよ。余裕率を持って、何%かというのを工程管理するのが普通なんです。それを突破したという理由が、本来であれば、執行機関が整理をして、当初の計画どおりになっていないということを使うんですよ。だからね、今の答弁だって全く違いますよ。そんなタイトにやっていたら、とんでもない話ですから。みんなうまくいかないんですから。

○小川子ども部長 子ども部長。

○はやお委員 いいです。答えて。

○岩佐委員長 子ども部長。

○小川子ども部長 はい。タイトと申し上げたのは、期間ではなくて、契約価格の話であります。期間というのは、もちろんある程度のバッファを見込んで見るものでございますが、（発言する者あり）当然、予期せぬことが起きますので、様々な期間の変更とか、そういったものは生じるものだというふうに認識しております。

○はやお委員 どうぞ。

○岩佐委員長 小林委員。

○小林副委員長 この複合施設につきましては、今回も働き方改革関連法案が出て、4週8休になったんで、工期が9.5か月延長するけど、また3か月短縮したりしながらやっていくんですけど、金額が変わっていくというのは、これは仕方ないというのは今言われたんですけど、この債務負担行為で出したから、この期間も延びますよというのはこの施設についてはできないんですよ。なぜかというと、ここは、既に保育園を仮園舎を借りていて、日テレさんから借りていて契約があって、これ、1回、契約を変更していますよね、納期が延びちゃったんで。これはこのところで今回の債務負担行為をして期間も、令和8年度というところに止まるんだけど、今の話を聞くと、本当に8年度で終わるかどうかは分からないわけですよ。また、これ、債務負担行為、次のを今年度にまた出していく。来年度か。に出してくればいいという話じゃなくて、要するに相手がある複合施設なんで、そこの契約もこれから考えて、併せて説明していかなくちゃいけないんで、ここで債務負担行為を出してきたときに、こうなります、はい、金額はこれ、というんじゃないんで、最低、最低期間は8年度なんだけど、この複合施設は幼稚園を仮園舎にしてお借りしている契約があるんで、この契約が何月何日までですというぐらいの報告はしないと、これ単独で進める話じゃないんで、最低それぐらいの認識が執行機関にあって、議会にもそれぐらい報告するのが普通なんですけど、報告してください。

○川崎子ども施設課長 ただいまご指摘いただきました仮園舎を借りている土地に関する契約でございます。民間様から借りている土地の期限が、令和9年の9月末まででございます。一方、こちらの四番町新築工事につきましては、現時点での工期は令和8年の8月14日まで。こちらにつきましては、今回、働き方改革の関係で、少し工期が延びる可能性があるかと。こちらは、今、施設経営課並びに現地の工事のほうで聞いている話ですと、9.

5か月ほど延びる可能性がある。で、9.5か月延びましても、先ほどの民間様から借りている土地の返却には間に合うわけですが、今回むしろ短くするのは、中に入居している児童館や保育園、学童クラブが、なるべくならば、年度明けの時点で新しい施設に入りたいと、入るようにしたいと、そういった形で9.5か月延びるところを3か月ほど圧縮しまして、令和8年度の、年としては令和9年になりますが、9年の2月末頃を目指して竣工をすると、そういった内容となっております。

○小林副委員長 併せて、これ、2回目なんだよね。1回目、契約を、きちんと賃貸借契約を延長したんで、そのときはいつまでだったの。で、今度は9月、令和9年の9月まで借りているという。9月というのは何でかという、多分保育園のスタートを、4月と9月でやるんで、9月までには終わっておくという考えでやっていると思うんですよ、保育園だから。それも鑑みて、これ進んでいるんだけど、これ、さっき言ったように、ちょっと延びちゃっても、保育園はスタートしちゃっているじゃないですか。だから、その兼ね合いというのはもう、1か月、2か月延びられない話なんだよね。その辺も理解するように説明、今後もあるなりして、今回、今、していただいたんで、どこでいつまでだったのかも教えていただいて、今の契約も、変更して、いつからいつまで、今は後ろの期日しか言っていないんで、いつからいつまでで賃貸借が終わるということも知らせてほしいんですけど。

○川崎子ども施設課長 今ご質問いただきました、民間様から借りている土地の延長に関してでございます。

もともとが平成28年11月から平成35年、当時は平成35という設定で、そちらの3月末だったところを、今度、令和になります。令和の5年4月1日から令和9年の先ほど申しました9月末という形に延長してございます。

あと、もう一つ、返すまでの、一つ、作業なんです。土地を借りておまして、その上にまた別の業者様から、建物についてはリースで借りてございます。土地につきまして返却する際には、原状復旧というか元に戻す必要がありますので、別のまた民間様から借りている建物について、まあ、リースなんです。その除却期間を含めまして検討する必要がありますと認識しております。その上でも、令和9年の、例えば6月とか7月以降、解体に着手すれば、十分土地を返却する期限に間に合うものと、現在のところは認識してございます。

○小林副委員長 えっ。

○岩佐委員長 今は間に合う。

○小林副委員長 今は間に合う。（発言する者あり）

○岩佐委員長 小枝委員。

○小枝委員 この仮園舎のところについては、平成35年って、最初のプランをおっしゃったんだけど、2棟、最初の、ちよだみらいプロジェクトで想定したやり方で最初の契約をしているはずなので、もっと短いのが第1弾あったはずなんです。平成30年とか31年とか。この契約というのは、最初は1棟、2棟、別々だった。みらいプロジェクト上は。それで、いやあ、全部一緒にやっちゃったほうが、早い、安い、仮園舎も短くて済むという触れ込みでこの選択に至ったところの結果が今ここに全部出てきていることを考えると、そこは正確に答えてもらったほうがいいんじゃないんですかね。

○川崎子ども施設課長 しばらくお時間を頂けますでしょうか。今、確認しますので。

○岩佐委員長 休憩します。

午前 11時48分休憩

午後 1時00分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

小枝委員への答弁から入ります。

子ども施設課長。

○川崎子ども施設課長 先ほどご質問いただきました、民間様からの土地の使用貸借の件、契約書で確認させていただきました。ご報告させていただきます。

土地の使用貸借につきましては平成28年5月16日に契約書を取り交わさせていただきました。本件土地の使用貸借期間は平成28年11月1日から平成35年3月末日までと、という形で契約を結ばさせていただいております。その後、延長につきましては、今度、令和4年11月1日に、契約書の一部を変更する覚書という形で結んでおりまして、その中で、「当初の平成28年11月1日から平成35年3月末日までを、平成28年11月1日から令和9年9月末日までに改める」と、こういう形で延長をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○岩佐委員長 小枝委員。

○小枝委員 はい。調べていただいて、ありがとうございました。

契約上はそうだとということですが、ちよだみらいプロジェクトにおいて、平成26年に、本当は民間のテナント料もしっかりと予算づけして、平成27年には子どもたちの仮園舎を、その当時は2年11か月分借りれば、次の新しい保育園、園ができるよねという見通しで予算組みをしていたというような事実、私はそこをちゃんと知っておく必要があると思っています。なぜならば、それが急に事情が変わったのは、民間テレビ局の土地を無償で貸し付ける、借りる。借りるですね。無償で借りるという話がどこからともなく降って湧いた途端に計画が大きくなって行って、2棟を1棟にするのがいいんだと、みらいプロジェクトが平成27年の4月から始まっているのに、その決裁を見ると、平成27年の4月の10日とか、もうそのぐらいのときには起案書ができていて、みたいな流れになっているんです。で、もう、これ、建物が、もう、あと2年たったら、予定どおりにできるのであれば、そのことを、まあ、みんなが基本的に、いいものができてよかったねと、お茶の水小学校もいろいろありましたけれども、そういうふうにして歓迎できる状況にするためには、過去のいきさつをなくしてしまえば、私はいけないと思っていますね。という点で、みらいプロジェクト上の1棟建て替えて、それぞれ2棟が別々に建てるんだというふうに考えていたときの保育園の仮園舎期間、想定期間と、それから、後に契約をしたときに、つまり、2棟を一遍に建てるんだということによって、さらに長く、6年ぐらいかかるよというふうに入った期間と、その後、コロナがあって、さらに延長された期間と、一体、子どもたちはどのぐらい仮園舎の期間を、今、行政の判断によって過ごさなければならなくなっているのかというようなことを頭に入れながらこういう補正予算も組んでいかないと、子どもたちにも説明がつかないし、保護者にも説明がつかないし、当時、地域の人たちが何かおかしいなと言っていた人たちにも説明がつかない。という意味で、

そういった経過がちゃんと担当者に引き継がれているのか、認識されているのかということ、この場においては答弁いただきたいと思います。

○川崎子ども施設課長 はい。私が担当しておりますので、今お話のありましたみらいプロジェクトにどう記載されているのか、その後どういう経緯で今の計画になっているのか、そういったところについては、引き続き勉強していきますし、認識していこうと考えております。

○小枝委員 勉強していくということでしたから、これ以上は担当者レベルでは少なくとも補正予算に関しては申しませんが、こういう、当初、工期が短いよと、経費も安く済みますよと、子どもたちの負担も少ないんですよと、居住者の負担も少ないんですよと進めた計画が二転三転、四転して、今、恐らく周辺の図書館の借上げやら、何ですか、ほかの経費もみんな考えると、もう140億を過ごす、150億に近い金額がかかっていると思うんです。そういうことをしっかりと把握して、予算を提案するほうは出してこない、行政の役割ですから、最少の経費で最大の効果を上げるという点で、それこそ副区長は先ほどから答弁しない、人ごとのような顔をなさっているけれども、ご自身がもう胸を張って、これが一番いいんですよと進めたこの計画が、非常に二転三転、四転しているということに関しては、やはり一定程度見通しの誤りもあったかなとか、そこはそう思ったけどそうじゃなかったかなとか、それはやっぱり対区民に向けての姿勢ということがあってもよろしいんじゃないんですかということなんです。

○小川子ども部長 ただいま小枝委員からご指摘いただきましたように、これまで様々な経緯があったということで、私もその辺りは十分に認識をしております。

今回、また工事の延伸に関しましては、その間の工事のいろいろな支障があった点、コロナ禍や働き方改革によって工事が延伸してしまった面もございますけれども、その間、仮の園舎の使用を余儀なくされた子どもたちや、あるいは住宅棟にお住まいの住民の方々に対してご負担をおかけしましたことを大変申し訳なく思っております。これから、やはりそういった遅れがないように、今般ご提案の様々な手法によって工期の短縮も図りつつ工事を鋭意進めていくわけでございますけれども、最終的に、区民の皆様、ご利用者の皆様に喜んでもらえるような施設となるように、最大限、我々としては努力してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○小枝委員 副区長ではなくて担当部長のほうからご答弁を頂きましたけれども、あとは今日、決算もありますので、そちらのほうでということ考えてたいと思います。ありがとうございます。

○岩佐委員長 はい。

ほかにこの債務負担行為の補正に関する質疑はあり——はい、はやお委員。

○はやお委員 やっと戻りましたんで、はい、関連の。

で、ここで私のほうで確認したいのが、四番町の公共施設の新築工事の入札に関することです。これはまた特別委員会ですけれども、ただ、どのような検討をされたかの確認をしたいと思います。と申しますのは、令和2年2月の4日に四番町の入札が決まりました。そして、その3か月後に令和2年5月の20日にお茶の水小が決まっていると。僅か3か月の間で、組織的には行政管理担当並びに、契約課長につきましては同じ方がこれに関与しているということなんです。組織的には一致するということなんです、こ

このところにつきまして、加えて今の内容に間違いがあるのかなのか、そしてまた、契約等々につきまして、四番町は3月の12日、そしてお茶の水小については6月26日で契約をしているということなのですが、まず、この件について間違いはないのか、確認をしたいと思う。お答えいただきたい。

○岩佐委員長 契約の日にちです。今、呼んで——いらっしゃいますか。

行政管理担当部長。

○中田行政管理担当部長 はい。こちらの件に関しましてですけれども、今回、立件はされなかったという案件になろうかと思えます。先般からはやお委員のほうからは、この四番町に関係しまして、そのような談合などがあったのではないかというようなお話を承っているところでございます。区では、以前は……（発言する者あり）

○岩佐委員長 今は、入札の……

○中田行政管理担当部長 日時が正しいかどうかということですか。

○岩佐委員長 入札の日程と、契約の日程がそれぞれ……

○中田行政管理担当部長 すみません。よく聞こえて……

○岩佐委員長 はやお委員が質疑した内容と合っているかどうかですよね、（発言する者あり）四番町とお茶の水と。今、担当者がいらっしゃいますか。（発言する者あり）

○中田行政管理担当部長 すみません。行政管理担当部長。

○岩佐委員長 行政管理担当部長。

○中田行政管理担当部長 大変失礼しました。こちらの具体的な日付につきましては、大変恐縮ですけれども、確認する必要がありますので、少しお時間を頂ければと思えます。

○岩佐委員長 はい。じゃあ、ちょっと確認していただいて、はやお委員、続けられますか。

○はやお委員 はい。

○岩佐委員長 はやお委員。

○はやお委員 まあ、これは確認だけなんで、間違いなく3か月、つまり四番町の公共施設のように、3か月後ぐらいに、もう一度お茶の水小の入札並びに契約がされているということになると思えます。ですから、まず、そこは確認してご答弁いただきたいと思えます。

並びに、この四番町の公共施設、空調工事並びに給排水の衛生工事の業者について、これ、今、工事しているのが、一応取り沙汰されております千代田区災害対策管工事協力会の会員が請負しているのか、お答えください。

○中田行政管理担当部長 こちらの件につきましても、ちょっと確認をしないと分からないという状況でございます。

○はやお委員 やっぱりね、結局、答弁をちゃんとしていただきたい。この辺のところについては、急に契約のことということではなくて、債務負担行為をやる上で、この契約がどうだったかというのは聞かれる内容ですから。まあ、いいでしょう。それについてはお答えいただきたいと思えます。

そして、また、きっとお答えできないのかもしれないんですけど、入札率について質問いたします。これについては何かということですが、ここは確認だけです。空調工事については96.6%、給排水については96.9%であるのかどうか。入札落札率が、そこが

数字的に間違いないのか、お答えいただきたいと思います。お答えいただきたい、3点。

○中田行政管理担当部長 大変恐縮ですが、そちらの点につきましても確認をさせていただきたいと思います。

○岩佐委員長 これも引き続き確認していただいて、はい、はやお委員。

○はやお委員 つまり、ほかのところの、たまたま四番町の公共施設に関して、建築と並びに電気関係、ここの業者じゃないと、何%だったか、そこもお答えいただきたい。それもすぐ答えられないと思いますけれども。はい。

○中田行政管理担当部長 そちらにつきましても、確認のお時間を頂ければと思います。

○岩佐委員長 はい。

まだ、ありますか。はやお委員。

○はやお委員 結局、そのところ、数字が出てきた中でクロスするんですね。必ず確認をしますけれども、入札率については、非常に高い入札率でなっている。で、この業者が入らないところについては、約80%ぐらいになるでしょう。そのところをきちっとお答えいただきたいと思っています。

で、何を言いたいかという、こういう状況の中で、合理的に考えると、何かあったのかなど。この業者について、今回、四番町について、こういう業者が継続的に債務負担行為になっていますけれども、このまま継続して問題あるのかなのかということについての検討はされたのか、されていないのか、お答えいただきたい。

○中田行政管理担当部長 継続するに足る何か事実があれば、契約について見直すというところもあると思いますけども、現在のところ、そういった事実がないということですので、契約のほうは継続していると思っております。

○はやお委員 それでは、具体的な数字を出していただいて、結局は入札率が異常に高いと、この業者に関しては。そして、そのところについては協力会のやっている業者が関与しているところにつきましてもそういう状況で、関与していないのが大体80%になると。ここのところになったときに、加えて、ここのところは行政管理担当の部長が、当時、同じ方がやっていた。で、契約課長も同じ方だった。ということからしたときに、当然確認があっただけかと思いたいですけれども、ないということであれば、ないなりの説明をきちっと明確にさせていただきたい。で、ここのところについては、もう、どんどん、話になっちゃうんですけども、ここの検討報告書、つまり、千代田区入札不正行為等再発防止検討報告書の中の責任者である副区長、委員長ですからね、委員長が、ここのところに、4ページに書いてあるんですよ。2020年度以前については具体的な事実を特定するまでには至らなかったと。だから、結局は、この四番町は入っていないということを正式な報告書の中に書いてあるんですよ。となれば、当然、委員長として責任を持ってこの報告書が出来上がっていると思いますんで、どうだったのか。で、これは何を意味するかという、スタートラインが違って数字だったら、これについてはどうなのか。問題ないということについて合理的な説明をするのは、執行機関がきちっと調べなくちゃいけないんですよ。例えば、ここのところについてはこういうことでございます。第三者——あ、ごめんなさい。有識者会議での確認を取っておりますというのであれば、そのことを担保にやらなくちゃ駄目なんですよ。ないなら、ない、ということについて、もしそうやっておっしゃるのであれば、ここはゆゆしき問題ですよ。だから、どういう検討をされた



のかということを知っているだけです。事実がないなら事実がないということについて、そちらは証明しなくちゃいけないんですよ。で、私は今言いました、入札率もこう。そしてまた、ここのところの協力会の会員がやっているところについての入札率も確認しているわけですよ。そうしたときに、普通であるとそうでないということ、やはりそれなりに証明しなければ、今後の金額の増額についてはなかなか説明がつかないと思いますけれども、まずはその基礎的數字のところを確認したいと思います。

○中田行政管理担当部長 ただいま報告書にも関係するご質問だったかと思います。今回の報告書作成に当たりましては、特別委員会でもご説明さしあげましたように、弁護士の先生方のヒアリング等も行いまして、確認作業を行っていただきました。また、実際に談合があったかどうかというときの区の対応についてですけれども、現在の区要綱では、談合情報取扱要綱というのがございまして、こちらで入札に参加しようとする業者でそういったような情報があった場合は、行政管理担当部長が事情聴取をするということで記載をしているところでございます。ただ、こちらの記載に関しましては、今回、有識者の先生方から、そういったような情報があった場合は区が事情聴取をするということはやめていただきたいというふうなお話を頂きました。また、そういった場合は公正取引委員会に通報を優先するようにと、併せて警察にも通報するようというふうなお話を頂いております。そういったものを受けまして、今回の報告書の中にも、そういった談合情報があった場合は取扱いを改めるというような記載のほうを盛り込んでおります。

また、先日、公正取引委員会の方から研修をやっていただきまして、その中でも、そういった点に関しましては、発注機関のほうから公正取引委員会のほうに情報を寄せてほしいということで、区がそこで動きますと、事業者のほうでそういったような記録なども破棄してしまうというふうなおそれもあるので、そういったときは区のほうから公取のほうに通報するようというふうなお話も頂いております。

なお、その研修の際、任意の通報というふうなお話も伺いまして、もし区ではない方がそういったような情報があるということでしたら、その方から公取のほうに通報することも可能というふうなお話も聞いておりますので、もしそういうふうな情報を受けられているということがありましたら、公取のほうに情報提供いただければいいのかなというふうにご考えております。

○岩佐委員長 はやお委員の質疑は、（発言する者あり）問題がなかったということに対しての証拠とか根拠ということをご説明くださいということだったので、公取に、もし、じゃあ言う必要のものがなかったのであれば、それがなかったことに対して、例えばこういう資料を見てそういう怪しいところがなかったのか、あるいはこの協議会に入っている事業者さんは入札率が高いんだからというふうな情報も公取にも上げた上で、今は全く何もなしの状況、そういったことを多分ご説明いただきたいということだと思っておりますので、この今回の報告書に上がるまでに、今回のこの入札に関して、もう少し、まあ、ちょっとグレーのところがあるんじゃないのと思ったときに、どういうふうに取り扱ったのかということをご説明いただけますか。さっきの手續の問題ですよ。（発言する者あり）

はい。休憩します。

午後1時21分休憩

午後1時39分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

答弁からお願いします。契約課長。

○武笠契約課長 お時間を頂きまして、ありがとうございました。

まず、契約の年月日でございます。四番町公共施設につきましては、契約年月日、建築、電気、空調給排水とも、令和2年3月12日が契約日となっております。入札日につきましては、四番町の建築が令和2年の2月3日、電気設備も同様に2月3日、空調と給排水につきましては2月4日の入札となっております。

続いて、お茶の水小学校・幼稚園でございますけれども、契約日は建築が令和2年の6月26日、あと、その後、電気、空調、給排水、全て契約日は6月26日でございます。入札日ですが、お茶小の、建築が5月19日、電気が5月19日、それから空調と給排水につきましては、5月の20日に入札を行ってございます。

続きまして、災害対策管工事協力会のメンバーについてでございます。

四番町の空調設備及び給排水衛生設備の請負業者となりました業者につきましては、2021年4月1日現在の名簿では全て協力会に加盟の業者となっております。

続きまして、落札比率でございます。四番町の、電気設備が80%、建築については82.3%ございました。

続きまして、当時の行政管理担当部長と契約課長でございますけれども、お茶の水小学校幼稚園を担当した部長、課長と同一人物でございます。なお、契約課といたしましては、四番町公共施設について、入札などの手続は手続にのっとって行われたものと認識してございます。

○岩佐委員長 はやお委員。

○はやお委員 先ほど私が、じゃないかと確認したけれども、空調工事と給排水衛生工事については、落札率をお答えいただきたいと思います。そこだけ抜けていたから。（発言する者あり）

○岩佐委員長 すみません。空調と衛生についての落札率の。（発言する者あり）も、答弁をお願いします。

○武笠契約課長 空調につきましては96.6%、それから、あとすみません、あと、何だっけ。給排水。失礼いたしました。給排水につきましては96.9%という落札率でございました。

○岩佐委員長 はやお委員。

○はやお委員 適正手続の下にこれが粛々と進められたということは間違いないでしょう。ただ、このところで確認があるんですけれども、同じ行政管理担当部長並びにその当時契約課長がお茶の水のこの事案については逮捕者もしくは書類送検されているという状況踏まえたときに、たった3か月前ということが一つ。で、同じ組織体制での契約案件だったということが一つ。そして、通常の空調設備並びに給排水関係については、非常に高い、96.6%以上の入札落札率になっている。他のときは80%であった。こういう状況を踏まえて、確認なんです。

私はね、これについてとにかく言うつもりはないけれども、手続、適正な手続・手順でやったんでしょ。けれども、まあ、いろいろ問題があった。それで、先ほどちょっと途中までになった案件もありますけれども、ここで、我々は問題ないんだということについて

の担保を頂かないと、今回の債務負担だとか、そういうことについて、前に進めないんですよ。というのは何かといたら、当初の数字が実は高かったんですよと。となったら、どうなっちゃうんですかと。そのことはもう、やるつもりはないです。けども、ちゃんと、この最終報告をされた委員長である坂田さんが問題ないということを書いてくださいよ、ここにはそう書いてあるんですから。資料がなかったと言っているんだから。あ、またあんまり強い口調で言うと、またあれだから、言っただければと思います。お答えいただきたいと思います。（発言する者あり）

○武笠契約課長 誠に残念な事件がございましたので、そのようにおっしゃられてしまうことを誠に遺憾に思っております。入札手続きにつきましては、手順・手続きのっとりまして、適正に行われたものと認識しております。

○はやお委員 私は、これからまた特別委員会、契約の特別委員会でも、このところはしっかり丁寧に深掘りしていく内容だと思っています。そしてまた、この前のところでは、我が会派のほうの代表質問の中で小林たかやさんが質問したように、このところで決算に関わることで、ここでもまた、していくことと思いますので。ただ、残念なことに、このところについてはきちっとお答えをしていただいて、安心して下さいと言わなければ、そうですかと、我々はこのところ進みづらいんですよ。でも、今日は、受け止めたのは、これについては問題ないということ、副区長——ごめんなさい、実行委員長はお答えにはならなかったけれども、私はね、何度も言うけど99.9%の職員の方が本当に真面目にやっていると思う。たった一握りの人たちが、いろいろな事案の中で対応してきた中でなってきたことも事実。それで、こういうような数字を見たところで、これを合理的な説明ができなかったら、本来であれば駄目だと思います。だからこそ、特別職である実行委員長にお答えしていただきたいんですけども、残念ながらお答えしていただけなかったことなんで、こういうことについては、私は逆に言うと、契約課長を信じて、今回のこの議案については賛成の方向で考えていきたいと思っています。

以上です。

○岩佐委員長 はい。ほかに。（発言する者あり）えっ。あ、手を挙げています。（発言する者あり）誰、誰。誰ですか。（発言する者あり）すみません。

行政管理担当部長。

○中田行政管理担当部長 ちょっと、先ほどの答弁に一部訂正をさせていただきたいところがございまして、令和2年度の行政管理担当部長と令和元年度の担当部長が違うというところでご理解いただければと思います。

○岩佐委員長 はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 ほかに債務負担行為の補正に関する質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 なし。はい。以上で債務負担行為の補正に関する質疑を終了して、補正予算第2号に関する質疑を終了します。

これより討論に入ります。討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 討論は省略いたします。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。採決は起立により行います。

まず、議案第38号、令和6年度千代田区一般会計補正予算第2号に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岩佐委員長 賛成全員です。よって、本案は、賛成全員により可決すべきと決定いたしました。

以上で、補正予算の審査を終了いたしました。

理事者の入れ替えを行いますので、休憩いたします。休憩です。

午後1時48分休憩

午後1時52分再開

○岩佐委員長 委員会、再開します。

これより令和5年度各会計歳入歳出決算の認定についての審査に入ります。

初めに決算についての総括的な説明をお願いします。

○大矢会計管理者 それでは、令和5年度各会計決算につきまして、お手元配付の各会計決算参考書に基づき、ご説明させていただきます。恐れ入りますが、決算参考書の6ページ、7ページをお開きください。（発言する者あり）

令和5年度の各会計の総括表でございます。本区には、一般会計のほか、国民健康保険事業会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の三つの特別会計がございますが、各会計の歳入歳出決算額は、6ページの記載のとおりとなります。この結果、4会計合計で、6ページ、表の決算額の欄の一番下の合計欄のとおり、歳入決算額が878億4,869万8,819円、歳出決算額が、歳出決算額が833億1,523万4,279円となり、この結果、6ページ一番下の行になりますが、歳入歳出差引額は45億3,346万4,540円となりました。これが形式収支でございます。ここから翌年度への繰越事業費、繰越財源充当額を控除した剰余金の額は、お隣の7ページの一番下の行、41億7,703万6,540円となりました。これが実質収支でございます。

次に、恐れ入りますが、決算参考書の10ページ、11ページをご覧ください。令和5年度一般会計款別予算・決算対照表でございます。

まず、歳入でございます。主な増減につきましてご説明申し上げます。

初めに、第1款特別区税でございます。収入済額は243億8,694万8,218円で、前年度比18億8,290万1,147円の増、8.4%の増となりました。これは、主に納税義務者及び課税標準額の増による特別区民税の増や、売渡本数の増による特別区たばこ税の増などによるものでございます。

次に、第5款株式譲渡所得割交付金でございます。収入済額は4億5,085万7,000円で、前年度比1億7,814万5,000円の増、65.3%の増となりました。これは株式譲渡所得割収入が増となったことによるものでございます。

次に、第6款地方消費税交付金でございます。収入済額は111億7,658万8,000円で、前年度比6億357万7,000円の増、5.7%の増となりました。これは、原資となる消費税収が増となったことなどによるものでございます。

次に、第10款特別区交付金でございます。収入済額は76億4,631万5,000円

で、前年度比2億4,131万2,000円の増、3.3%の増となりました。これは、主に基準財政需要額が増えたことによる普通交付金の増などによるものです。

次に第12款分担金及び負担金でございます。収入済額は13億9,998万271円で、前年度比4億9,827万6,305円の増、55.3%の増となりました。これは、主に橋梁補修事業費負担金の増などによるものでございます。

恐れ入ります。12ページ、13ページをご覧ください。第14款国庫支出金でございます。収入済額は48億1,623万2,349円で、前年度比7億5,054万9,947円の減、13.5%の減となりました。これは、主に新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の減などによるものでございます。

次に、第15款都支出金でございます。収入済額は43億6,137万3,549円で、4億6,507万1,480円の増、11.9%の増となりました。これは、主に物価高騰対応重点支援地域創生臨時交付金の増などによるものでございます。

次に、第17款寄附金でございます。収入済額は4億3,039万940円で、前年度比3億6,610万1,490円の増、569.5%の増となりました。これは、主に開発協力金の増などによるものでございます。

次に、第18款繰入金でございます。収入済額は61億6,791万6,089円で、前年度比17億5,709万3,408円の増、39.8%の増となりました。これは主にお茶の水小学校・幼稚園の整備などによる社会資本整備基金繰入金の増などによるものです。

これらの結果、令和5年度一般会計の歳入総額は741億2,408万1,276円となり、前年度比55億5,500万2,892円の増、8.1%の増となっております。

次に、決算参考書の14ページ、15ページをご覧ください。歳出でございます。

まず、第1款議会費でございます。支出済額は3億9,224万5,473円で、前年度比869万4,947円の減、2.2%の減となりました。これは、主に政務活動費の減などによるものです。

次に、第2款子ども費でございます。支出済額は223億2,523万3,440円で、前年度比54億9,610万3,860円の増、32.7%の増となりました。これは、主にお茶の水小学校・幼稚園の整備の増などによるものです。

次に、第3款保健福祉費でございます。支出済額は82億3,449万6,050円で、前年度比1億6,464万276円の減、2.0%の減となりました。これは、主に新型コロナウイルスワクチン接種対策の減などによるものです。

次に、第4款地域振興費でございます。支出済額は62億51万1,151円で、前年度比6億8,151万3,533円の増、12.3%の増となりました。これは、主にレシートを活用した区民生活応援事業の増などによるものです。

次に、第5款環境まちづくり費でございます。支出済額は91億358万9,028円で、前年度比7億8,383万7,402円の増、9.4%の増となりました。これは、主に橋梁の整備の増などによるものです。

次に、第9款総務費でございます。支出済額は61億3,100万5,922円で、前年度比15億9,051万2,577円の減、20.6%の減となりました。これは、主に全庁LANのリプレースの完了による減などによるものです。

恐れ入りますが、16ページ、17ページをご覧ください。第7款職員費でございます。

支出済額は110億6,947万9,821円で、前年度比4億4,562万3,422円の減、3.9%の減となりました。これは、主に退職手当の減などによるものでございます。

次に、第8款公債費でございます。支出済額は8,109円で、前年度比1,523万4,216円の減、99.9%の減となりました。これは、主に令和4年度に区債を完済したことによる、元利償還金の減などによるものでございます。

次に、第9款諸支出金でございます。支出済額は79億3,865万8,507円で、前年度比4億199万1,667円の増、5.3%の増となりました。これは、主に子ども・子育て支援事業基金の新規積立の増などによるものです。

これらの結果、令和5年度一般会計歳出総額は713億9,522万7,496円となり、前年度比51億3,874万1,024円の増、7.8%の増となりました。

以上、令和5年度決算の総括的なご説明をさせていただきました。よろしくお願ひ申し上げます。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

続いて、監査委員の決算審査意見書の概要説明をお願いいたします。

○恩田監査委員事務局長 それでは、令和5年度千代田区各会計決算審査意見書等の概要につきましてご説明させていただきます。意見書の表紙をおめくりいただきたいと思ひます。

（1）ページから（3）ページが目次となっております、次のページから意見書本文の1ページが始まっております。

それでは、意見書本文の7ページをご覧ください。第1、審査の概要といたしまして、項番1、審査の対象、項番2、審査の期間、項番3、審査の着眼点、項番4、審査の方法を記載しております。

次に、11ページをご覧ください。26ページにかけまして、第2、決算の概要といたしまして、令和5年度決算の概要を記載しております。

次に、29ページをご覧ください。第3、審査の結果でございます。審査の結果につきましては、項番1、決算及び付属書類の計数について、審査に付託された令和5年度各会計歳入歳出決算等は関係法令の規定に従って作成されており、決算計数は誤りのないものと認められました。また、項番2、予算の執行状況等について、予算の執行、財産運営及び財産の管理の状況は、いずれも適正と認められました。

次に、項番3、決算及び財政運営等についての意見でございます。

まず、（1）一般会計、歳入の特別区税についてでございます。特別区税は、前年度対比で18億8,290万余、率にして8.4%増加しています。区の歳入全体の32.9%を占めております。特別区税は区における歳入の根幹であり、その増減は財政運営に大きな影響を及ぼします。今後も、社会経済の情勢を注視しながら、税収の的確な把握に努めてください、という意見でございます。

次に、歳出の執行状況についてでございます。執行率は85.4%で、前年度比横ばいで、約112億円の不用額が生じております。DXをはじめ、区民生活や行政運営に新たな変革をもたらす取組を進めながら、既存の各事業を精査し生み出した貴重な財源をより効果的に使い、将来に向けた安定的な財政運営のもと、区民サービスの提供に努めてください、という意見でございます。

次に、30ページをご覧ください。三つの特別会計でございます。

まず、国民健康保険事業会計でございます。保険料は引き上げられることになりましたが、保険事業に係る経費についても継続して一般会計から法定外で繰入を行ったことで、保険料の増加幅が抑制されています。各保険事業を着実に実施し、健康寿命の延伸と医療費の適正化に取り組んでください、という意見でございます。

次に、31ページの介護保険特別会計でございます。今後、要介護、要支援認定者数の増加や、それに伴う保険給付の増加が見込まれます。区の地域課題として明らかになった三つのリスクを踏まえ、健康づくりの普及啓発、豊富な社会資源と連携した支援体制の強化、将来的な人材不足に対応した支援や、介護現場の生産性向上について重点的に取り組んでください、という意見でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計でございます。被保険者数の増加等に伴い医療費が増加する中で、本来保険料で賄うべき経費の一部を区市町村が補填することで、保険料の増加を抑制し、制度を維持しています。区としても広域連合と連携を図りながら、持続可能な制度運営に引き続き努めてください、という意見でございます。

次に、31ページの下の方をご覧ください。（3）その他（今後の課題）でございます。

まず、千代田区DXの推進についてでございます。今後も日々刻々と変化するデジタル技術を利用して、様々なDXの取組が進められることが想定されます。これには非常に大きな経費を必要とすることから、経費の妥当性について検証できる体制も必要になってくると考えます。引き続き、デジタル人材の育成と確保に努めてください、という意見でございます。

次に、基金についてでございます。令和6年3月31日の基金前現在高は合計1,195億円余で、前年度比15億円余増加しました。特定目的基金は、設置目的に沿って、特定の事業に充てるために確保した財源であり、今後も、教育施設や福祉施設等の公共施設の大規模改修等に要する経費が発生することが見込まれることから、基金の活用見通しについて明示し、計画性をもって活用及び積立てを行っていくことが必要だと考えます、との意見でございます。

次に、37ページをご覧ください。80ページにかけまして、執行機関から提出された資料等を参考として掲載しております。

次に、85ページをご覧ください。令和3年7月から定額の資金を運用しております公共料金支払基金につきまして、定額基金運用状況審査の内容を記載しております。審査の結果でございますが、調書の計数に誤りはなく、また、基金の管理及び運用についても、適正に行われていると認められました。

最後に、91ページをご覧ください。健全化判断比率審査の内容を記載しております。審査の結果でございますが、いずれの比率も早期健全化基準を下回っており、財政が健全であると認められました。

審査意見書の概要説明は、以上でございます。

○岩佐委員長 はい。ただいま決算の総括的な説明と決算審査意見書の概要の説明を受けましたが、何か質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なし。質疑ないの。同じです。（発言する者あり）

○小林副委員長 今、審査意見書を頂いて、特に特定目的基金について指摘がありました。「今後も、教育施設や福祉施設等の公共施設の大規模改修等に要する費用が発生することが見込まれることから基金の活用見通しについて明示し、計画性をもって活用及び積立てを行っていくことが必要だと考えます」というような指摘、意見の意見書を頂いたんですけど、それを受けて区はどのように考えているか、お答えいただきたい。

○中根財政課長 はい。基金に関しましては、これまでも、議会でも監査委員の方々からも有効的な活用についてご意見を頂戴しておりまして、直近の基金の活用計画につきましては、今年の予算の概要においても、当年度等で予算化、今年度予算等で既に着手あるいは計画段階に入っているものについて、計画的な、その完成年度等を踏まえて明示しておりまして、計画的な後年度負担を含めて計画的な基金の運用の計画性、基金の運用に向けた概算の金額等をお示ししている状況でございます。

○小林副委員長 今までとは、やっぱり大きく近年違うというのは、いろいろな意味で、計画しても、非常に人件費や材料費とか全てが値上がりしていますよね、驚くほど。物価も驚くほど上がっているんで。そういうのもちゃんと換算して基金の積立に当たっているのかどうか。ここでは指摘については必要だと考えますという柔らかいご指摘なんですけれども、まさに必要だということなんで、その辺はちゃんと計画的に考えられているのかどうか、ご意見を頂きたいと。

○中根財政課長 ここでのご指摘のとおり、物価、特に投資的経費につきましてはかなり高騰している状況でございますので、そこについては毎年毎年のこの予算の概要でお示ししている10年間の財政見通しで、毎年、そのときの投資的経費の状況を踏まえて金額等を設定して、基金の繰入れの金額についても、後年度負担とのバランスを考えながら計画しておりますので、その点については十分、これまでも留意しておりますし、これからも十分注意してまいりたいと考えます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○小林副委員長 はい。

○岩佐委員長 ほかに何か質疑はありませんですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、質疑を終了いたします。

次に、追加資料の確認に参ります。決算関係資料については既に配付済みですが、追加の資料要求がございますか。（発言する者あり）質疑は終了しちゃって。（発言する者あり）聞きたいですか。

すみません。監査意見書、決算審査意見書について、まだちょっと質疑があるようなので、すみません。さっき質疑を終了しますと申し上げましたから、すみません、追加で質疑を受けます。

○小林副委員長 今、ちょっと参考書で終わっちゃったんですけど、定期監査結果報告書について若干確認したい点がありましたんでお願いします。すみません、委員長。

○岩佐委員長 いえ。

○小林副委員長 今回の、令和6年9月に出された定期監査結果報告書の中で、それぞれ指摘がございます。指摘の中で、毎年同じように指摘されていることで、気になる点をちょっと確認したいと思います。特に現金。



定期監査結果報告書の7ページ、「5 現金・金券類の出納保管事務について」というところで、「(1) 帳票類の管理に関するもの」というところで、ここ、たまたま——たまたまというか、建築指導課が指摘を受けております。このところで、毎回、現金の出納については、職員が現金の出納を行うと、いつも、毎年、こういう現金出納上での問題が指摘されております。毎年なくならないんですけど、これについて、建築指導課にかかわらず、現金を出納しているところはどのように対処しているのかと、ここでも指摘されて、平成29年度の定期監査においても同様な事例があり、注意項目として、その是正対策が再度認められたものであると。1回うまくいっても、また今度指摘されているというところで、現金に対する、そもそもDXもいらっしやいますんで、そもそもこういうことに関する受渡しの考え方について見解をお願いしたいと思う。

○岩佐委員長 現金の取扱いの毎年指摘されるミスについて。どなたが答えになりますか。

総務課長。

○佐藤総務課長 ごめんなさい。委員長、総務課長。

○岩佐委員長 総務課長。

○佐藤総務課長 監査で度々ご指摘いただく点につきましては、リスト化して庁内で共有をして、各課で改めて確認するようというふうに周知しているところでございますが、まだまだ徹底できていないところがあったと理解しております。ご指摘、改めて頂きましたので、今後の周知の仕方、徹底の仕方については検討してまいりたいと考えております。

○岩佐委員長 小林委員。

○小林副委員長 えーと、そもそもそのやり方では、対応できるのかということですよ、現金の、注意しましょうと言っても。だから、基本的に、収納を受けるときのやり方も根本的に変えないと、こういうミスはヒューマンエラーで起きるんですよ、必ず。だから、そこが、ヒューマンエラーが起きない対策を至急取っていただかないと、これについてはまた来年も同じように、来年が平気だったら、あ、今年、総務課長が徹底的に指示を出したんでみんなびりびりして、ちゃんとやるかもしれないけど、また次の年は、指摘がなかったらまた同じようになっちゃうと。これで、根本的に区として現金収納に対する考え方をどこかで変えないと、起こると思うんですよ。だから、その辺についての考え方はどうかと聞いている。

○佐藤総務課長 はい。ご指摘のとおり、同じやり方では難しいのではないかとこの点につきまして、私も改めてどのような実態でそういった事故が起きているのかということは確認させていただきまして、会計ですとかデジタルですとか、所管と分析をさせていただきたいと考えております。

○小林副委員長 それ、総務課長が答えると、説得力がないんですよ。（発言する者あり）何でかという、これ、やっぱりね、収納に対するのは、もう現金を使わない方法というのは、もうどこかでやっているのかどうかですよ。それか、もしくは、もうお金をいじらないように収納してもらったたらどうするのかということの方向性。よくDXが研究しているんじゃないですかね。それはさ、総務課長が答えるのはかわいそうじゃないですか。依命通達、それとも。もっと厳しくするという依命通達を出して、ちゃんとやれよということですかね。そういう話じゃないでしょ。今、僕の言っているのは、ソ

フト対応は難しいんじゃないですか、もうちょっとハード対応をなさったらどうですかという質問になっているんですけど、いかがですか。

○夏目デジタル担当部長 今回、監査のご指摘というのが、やはり帳簿に現金を収納し、帳簿に書くべきことを書かずに、差額だけを収納した、そういう差額だけを記載、帳簿に記載したというようなことで指摘を受けています。例えば、今ご指摘いただいたデジタルの力ということで、キャッシュレスで収納して、それを帳簿と連動させて財務会計とも連動させてというような、そういったことが想定されるかなと思っています。法的、技術的には、そういったキャッシュレスというのは、もう導入することは可能だと思っています。区で、既に手数料や使用料の一部については、窓口でのキャッシュレスの決済というのは導入をしているところですけども、そのキャッシュレスの決済に当たっては、機材購入とか決済手数料の負担があるということで、効率化の寄与度なんかを考慮して、現在のところ、優先順位をつけて取組を進めているところです。とはいえ、副委員長ご指摘のとおり、キャッシュレスによる公金収納の拡大というのは避けて通れないと思いますので、課題と受け止めて、DX戦略等、今、改定作業も進めているところですので、検討していきたいというふうに考えております。

○岩佐委員長 小林委員。

○小林副委員長 何で、向こうは手を挙げているの。手を挙げている。

○岩佐委員長 のざわ委員。

○のざわ委員 関連。（発言する者あり）

私も、今のその急に全部というのは非常に難しいと思うんですけども、ここ、4ページのところに、「起きてしまった場合でも個人の判断には任せず組織として対応する体制を構築するよう努めてください」と。これ、ちょっと、ひよっとしたらヒューマンエラーという形で、手元にお金を置いてしまって忘れてしまったということもあるかもしれませんが、そういう、現金でお金を受け取らないということを、先ほど部長さんもお話がありましたけれども、だんだん段階的に、上場企業の一部とかはお金を受け取らないところを出てそこにいきなり追いついてくださいというのは難しいと思うんですけども、DXをする関係の中で、そういう立てつけをつけるということは、職員の方々の身を守るという観点からも、私、大切なんじゃないかなと思ひまして、改めまして現金を受け取らないという方向に進まれるのはいいことなんじゃないかなと思って、お話しさせていただきました。よろしくお願いします。

○夏目デジタル担当部長 今、のざわ委員のほうからもご指摘いただきましたが、職員を守るためという、そういう視点も確かにあるなというふうに今感じたところです。区の歳入というか窓口事務に関しては、デジタルを進める一方で、やはり人対人のサービスというのも一定期間継続していくということもありますので、キャッシュレスに限定するかどうかも含めて、それは長い目で考えていかなきゃいけませんけども、そういった両面から検討していきたいというふうに思っております。

○岩佐委員長 はい。ほかに何か質疑はありますか。

○小林副委員長 では、引き続いて、次のページの8ページで、またこれも毎年ご指摘をさせていただいていますけど、「金券（PASMO）の管理に関するもの」というところで、これはPASMOを使った、交通系のICカードのPASMOの利用で常に問題が起

きています。PASMOの管理についてもそうなのですけれども、そもそも、前から、去年のときも指摘をさせていただいてますけど、PASMOも持たせて運用するということ自体、どういうやり方で進めているのかということなんです。今、PASMOって、極端な話をすれば、何でも買えますよね、交通系のICカードというのは。そもそも現金を渡しているものなんで、これの管理ができていないということは、現金を渡して自由にやっていいよということも考えられるんで、PASMOの管理について基本的にどうやっているのか、一度説明していただけないでしょうか。

○神河人事課長 ただいまPASMOの利用の仕方についてご質問いただきました。まず、毎年繰り返しPASMOの利用に関するこちらのご指摘を頂いておりますこと、誠に申し訳ございません。私ども人事課としましては、様々、幾つか対応を行いながらも、ちょっとなかなか、完全にヒューマンエラーをゼロにできないというところにつきましては、ちょっとまた改善を考え、さらなる改善策を考えてまいりたいと考えております。

で、PASMOなんですけれども、私どもの人事課のほうで一括して購入をいたしまして、それを各部課のほうに配付させていただいております。各部課におきましては、そのPASMOにつきましては、近接地内とって、比較的近くの距離の旅行に関してのみ、それを使える。ですので、例えば名古屋に行ったりとか大阪に行ったりするときには、ちょっとまたそういった、PASMOというものは使えないと。また、別な手続をしていたくような形になります。

職員はそのPASMOを使って、例えば区内であったら、地下鉄やバスやそういったものを利用するわけなんですけれども、利用した後に、旅行命令簿というエクセルの表がありまして、そちらの中に利用を記載いただくと。で、その記載された内容について、各課のほうでそれを定期的にチェックしていただく。ICカードですので、利用履歴が残ります。ですので、そこで間違えたときに、たまに間違えて、自分のものと間違えてジュースを買ってしまったとか、そういった方がいらっしゃいます。そういったものが分かったら、もちろん自己申告で、間違えましたということがありましたら、それはちゃんと区のほうに戻入していただくような形を取っています。ですので、先ほどおっしゃったような、間違えて使っちゃったということについての対策は講じられているものと考えております。利用履歴が残ることから、金額という点で、金額の管理という点ではほぼ誤りはないと思いますけれども、こういった帳票の記載についてとか、あとは、使っちゃいけない範囲の旅行にこちらを使ってしまうということについて、今回のようなご指摘を頂いているという状況でございます。

これに対する対応としましては、ただいま国の旅費法の改正が行われておりまして、そのことを基に、私どもの区のほうでも旅費条例のほうを改正するかどうかと。その中で検討している項目の一つとしては、近接地内、近接地外の考え方をどうするかとか、そういったことを検討しているようなところでもあります。ですので、そういった検討も、こういったヒューマンエラーを起こさないようにちょっと配慮するようなことができればなというふうに考えているところでございます。

○小林副委員長 今ご説明いただいた、それは多分去年も同じ説明を聞いていると思う。でも、また起きているというのがあって、要するにこのシステムが古いんじゃないのという。全然、新しい、というか、今の体制に合っていないんじゃないかなという。要するに

エクセルでつけるとか後で確認するというのは、全部、一つのPASMO、何枚使っているんですか、大体。各課に何枚あげているんですか。それ、どうやって使っているんですか、それ。

○神河人事課長 すみません。ただいま直ちに答えることはできませんけれども、旅行が多い課については、課によって枚数を増加したりとか、そういった形でやっております。おおむね各課恐らく5枚から10枚ぐらいは持っているかと思しますので、ですので、恐らく1,000枚近くぐらいはあるのかなというふうに考えております。

○小林副委員長 だから、すごい数、まあ、煩雑になるわけですね。例えば、1人1枚も持っていたら、そんなに難しくないと思うんですよ、自分の管理は自分で。1,000枚持つのを、ほとんど1,000枚という、社員と全部同じぐらいの数。（発言する者あり）何枚も使っちゃ。1枚のIC、この交通系カードに100じゃないの。1,000枚。ちょっと……

○神河人事課長 委員長、すみません。人事課長です。

○岩佐委員長 人事課長。

○神河人事課長 すみません。今、各課5枚から10枚というところがございますので、おおむね、70ぐらい、課があるとしたら、350から500ぐらいというふうなことだと思います。（発言する者あり）申し訳ございません。

○小林副委員長 500枚もそうなんだけど、要するにPASMOと自分が、使う人が1対1なら、そんなに問題は起こらないのかなとも思いつつ、そういう、要するに煩雑さ、後で違っていったとか、何だ、ジュースを買っちゃったみたいなことを直すとか、そういうのをチェックするとかいうのも。まあ、誰が持っていったから分かるからとかいうことなんだけど、そういうのをやるのも、これも、デジタルじゃないけど、ずっとそんな、500枚のことをやっていくんですかということですよ。交通系のICカードを使って、それは、人事が一生懸命考えるだけでは解決つかないと思うんですよ。やっぱりそもそもシステムのデジタル、DXが入って、こういうことを、こういう、個人の煩雑、要するに職員の煩雑を守ってあげるようなことに動いていかないと、いつもまた同じ人事課長が大変な目に、大変、ちょっといろいろ使わないといかん、こういう指摘を受けるようになると思うんで、その辺はこのまんま同じようなやり方を、今年、来年と、ずっと続けていくおつもりなんでしょうかという質問にお答えいただきたい。

○夏目デジタル担当部長 また、デジタルでの対応という、そこを検討する余地があるかどうかというふうに受け止めましてお答えいたします。

旅費の制度に関しましては、給与制度の中の一部ということで、基本的には、割と硬直的な制度を取っています。そこを、やはり、昔、現金支給というのは非常に間違いが多くて、今もPASMOで若干の間違いはあるんですが、現金支給で間違いとか、あるいは煩雑な手続が多いということで、PASMOにですね、これは効率化という視点でPASMOの使用という、活用というようなことに移ってきた経緯があります。で、移ってきた結果、効率化も進んだんですが、一方で別の問題が出てきたということは、毎年、監査の結果を見ると、やはりそこは受け止めなければならないなと思っています。

で、デジタルのほうでどういうふうな解決策があるかということ、意外と、他団体を見てもみますと、旅費の支給に関しては、従来、大体、システムを使っているところが多いんで

すが、従来型というようなどころが多いというふうを受け止めております。ただ、こういったご指摘も受けているところですので、ちょっと人事課とも相談をしながら、何か対応策があるかどうか、そこは検討させていただきたいと思います。

○岩佐委員長 いいですか。ほかにも何か。

ほかに質疑。

○のざわ委員 関連で。

今、お話が出尽くしたと思っていると思うんですけども、旅費条例の改定法等も含めまして、今、部長さんも変更の方向で動いていらっしゃるということだと思っております、個人的にはやっぱり課に5から10枚という形で、課の、何というんですか、連帯責任というか、こういうことは、可能であれば一人一人がひもづくような形で対応するのが普通なのかなというふうに思っています、それが結局的にはヒューマンエラーをなくす、個人の判断に任せないで、組織として対応する体制を構築することが、職員の方々の身を守るというふうになると思いますので、いきなりは難しいと思いますが、また来年出てきてしまうと、また同じことをお話しになるのもつらいだろうなと思ひまして、前向きに捉えていただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

○夏目デジタル担当部長 今後の検討ということで、まだ、旅費条例の改正とかそこまでちょっと踏み込んだお答えというのはまだできないんですが、いずれにしても、例えば現行のやり方、なかなか、ここまで同じ指摘を毎年受けている中で、現行のやり方の改善でどこまで物がよくなるかというところはあるんですが、その現行のやり方の改善も含めて、また、あるいはほかの方法の可能性も含めて検討させていただければと思います。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○のざわ委員 はい。

○岩佐委員長 はい。それでは、質疑を終了します。

追加資料の確認に行きます。何か追加資料の要求はございますか。

○岩田委員 これ、本会議の質問でもした越境入学のところ、元議長による不正なあっせん疑いはどれくらい確認されているのか分かるもの一覧。

次、元議長から教育委員会にどんな働きかけがあったのか、時系列で分かるもの。

次、区域外就学の内規を要綱にした経緯、時系列で分かるもの。

年度ごとの区域外就学の受入れ件数の変化と、どの基準で受け入れたかの内訳。

そして、これは官製談合のほうで、令和5年度に野々上弁護士、中村弁護士に使った金額、いつ使ったのか、日にち、時系列で分かるもの。

任意捜査に協力した職員の数、部署、時間、時系列で分かるもの。

最後に、元議長が疑われていたことをいつから知っていたのか、捜査当局からの連絡など時系列で分かるもの。

以上で。

○岩佐委員長 7件ぐらいあるんですけども、これ、出るものと——あ、八つ。（「八つ」「7です。7」と呼ぶ者あり）はい、七つ。七つですね。出るものと出ないものがあると思うんですけども。

子ども総務課長。

○加藤子ども総務課長 区域——失礼しました。区域外就学の件につきましては、質問者

と調整の上、ご用意させていただければと思います。

○岩佐委員長 ほかのものも調整して。はい。

総務課長。

○佐藤総務課長 はい。弁護士の費用につきましては、再発防止の特別委員会で資料要求が出ておりますので、その資料をご用意させていただきます。

○岩佐委員長 ほかの、（発言する者あり）あとは、内規を要綱に変えた経緯。それから、弁護士の金額。（発言する者あり）弁護士の金額も。

○小林副委員長 手を挙げている。

○岩佐委員長 はい。どなたが手を挙げられていますか。

○加藤子ども総務課長 委員長。子ども総務課長。

○岩佐委員長 子ども総務課長。

○加藤子ども総務課長 はい。今、区域外就学のほうの内規を要綱に変えた経緯については、それはまた、質問者にご調整の上ご用意させていただきたいと思います。そちらについて、総括まででよろしいでしょうか。

○岩田委員 はい、結構です。

○加藤子ども総務課長 はい。それ以外の、今回、7件全部、総括まででよろしいでしょうか。

○岩田委員 はい、結構です。

○加藤子ども総務課長 はい。ありがとうございます。

○岩佐委員長 はい。

ほかに資料の要求はありますか。

○はまもり委員 1点は岩田委員との関連になるんですけども、弁護士に委託した費用とかというものを、請求されているものについて、100万と600万とあると思うんですが成果物も併せてデータで頂ければと思います。また、有識者会議の弁護士の先生方、3名いらっしゃると思うんですが、その選定した際の経緯、プロフィールをご用意いただければと思います。

で、2点目なんですけれども、各部の残業時間の推移3年間、教えてください。担当、管理者全体というところで見たいと思います。

3点目、こちらで最後になりますが、二番町の検討、二番町計画の検討ステップ、こちら、委員会で出された資料があると思います。こちらを実行スケジュールとして日付入りで、段取り、実行できるようなものに落とし込んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○岩佐委員長 はい。総括まででいいですかね。

○はまもり委員 総括までで。

○岩佐委員長 はい。これは、資料は。

まちづくり担当部長。

○加島まちづくり担当部長 二番町の所管の委員会に提出した、今のその実行のスケジュールはあるんですけど、ちょっと明確に期日を入れることは、今の時点ではちょっと不可能なので、そういった意味では、ちょっと提出はできないというふうな形です。

○岩佐委員長 できるところとか、ざっくりしたものでいいんですか。（発言する者あり）

はい。じゃあ、ちょっと、ざっくりしたものでいいので、調整してください。

○神河人事課長 委員長。人事課長です。

○岩佐委員長 人事課長。

○神河人事課長 はい。はまもり委員に確認をさせていただきます。先ほど資料要求がありましたのは、各部ごとの残業時間、それが分かるもの、3年間分ということでよろしいでしょうか。これは部を単位とするものでよろしいでしょうか。

○はまもり委員 まあ、各……

○小林副委員長 課。

○神河人事課長 はい。

○岩佐委員長 各課。調整して。

○小林副委員長 調整して……

○はまもり委員 管理職も……

○岩佐委員長 細かいところを調整してお願いします。

○神河人事課長 はい。要求のありました資料につきましては、どのような資料を提出できるか、打合せをさせていただきますして、提出させていただきます。

○岩佐委員長 まだ。

総務課長。

○佐藤総務課長 はまもり委員から要求のありました委託の成果物と、あと、委員のプロフィール等につきましては、相談の上、提出させていただきます。

それから、先ほど岩田委員から、捜査関係の資料の要求もあったかと思いますが、捜査関係の情報につきましては、区のほうでちょっと口外できないことになっておりますので、資料のご用意は、申し訳ないんですがいたしかねますので、ご了承ください。

○岩田委員 そうか。

○岩佐委員長 はい。

ほかに資料要求はありますか。

○春山委員 千代田区の観光協会についての資料を頂きたいと思います。5か年の決算書ですが、過去の委員会の様々な議事録も読ませていただいたんですが、一般社団法人ということで、開示できる範囲に限られるというふうには、お答えを、何度も出ているようなんですけども、できる範囲で構いませんので、観光協会の5か年の決算書、そして補助金の内訳、あと組織体制の状況変化、あと人件費割合についての資料を、総括までに頂けますでしょうか。

○赤海コミュニティ総務課長 関係所管に伝達した上で、相談をさせていただきながらご用意させていただきたいと思います。

○岩佐委員長 小枝委員。

○小枝委員 私のほうからは4点です。

1点目が、開かれた学校という授業の中で学校運営協議会というのがありますが、そのメンバー構成、傍聴などの事前告知、人数制限等の傍聴に関することがどうなっているか、それから、議事録の公開はされているか、インターネット中継はされているかという点で、学校運営協議会、開かれた学校の状況について、各学校がどうなっているかの資料というのが1点目です。

2点目が、錦町の障害者の施設ができるに当たって人数は足りているのだろうかということ、対象となる障害者人数の種別と推移ですね。年齢的にもどうなのかということ。そして、そうした親亡き後の住まいが必要かどうかということのニーズが把握されていれば、そうした、まとまったものを頂きたい。これが2点目。

3点目を続けますと、千代田区、あ、令和4年の予算で作成された千代田区街路樹育成管理方針というのが出来上がっているはずなんです、その成果物。これは、ボリュームがあれば、データのみで結構です。そして、いつから幾らかけて、どんな予算で作成してきたのか。今、本当は令和5年なんですけれども、予算を執行しながら、成果物がいまだ見えていないということから、ちょっとこれ、単年度予算でやっていることなので、成果物と経緯・経過を出してください。

最後に、午前中もありました四番町公共施設に関してなんですけれども、子どもたちの仮保育園の、何ですかね、スタート、平成28年からだと思いますが、スタートから今日に至る仮施設の現状というものを、経緯・経過と現状、そして経費増額などの解説を出していただきたいということです。

以上です。

あ、で、さっきちょっと、これは私は準備していないんですが、捜査関係の情報が公開できないというふうに言われていたので、それは、できない理由というのをちゃんと紙ベースで、何法に基づき何とかというエビデンスがあると思うので、そういうのは出してもらったほうがいいんじゃないか。ただ、できないと言われたら、単なる隠蔽に聞こえるので、公開できない、しっかりとした理由が出される必要があるというふうに思いました。それはちょっと、5点目は、すみません、関連で言わせていただきます。

○岩佐委員長 小枝委員、これ、全部、基本的には、データで……

○小枝委員 総括で。

○岩佐委員長 データで資料を、できれば、紙というのはないので。基本的に、ないです。

すみません。小枝委員の5点の資料については、これ、子ども……

○加藤子ども総務課長 子ども部関連、学校運営協議会と、あと四番町公共施設のほうになるかと思うんですが、そちらについては、また質問者と調整の上、ご用意させていただきたいと思いますが、総括まででよろしいでしょうか。

○岩佐委員長 総括まででですね。

○小枝委員 総括。

○岩佐委員長 総括までで、大丈夫です。

○加藤子ども総務課長 はい。ありがとうございます。

○神原環境まちづくり総務課長 委員長。環境まちづくり総務課長。

○岩佐委員長 環境まちづくり総務課長。

○神原環境まちづくり総務課長 はい。資料要求がございました街路樹育成方針につきましては、ご調整の上、ご提出させていただきたいと思います。

○岩佐委員長 小枝委員、街路樹育成方針は、総括まででよろしいですか。

○小枝委員 はい。

○岩佐委員長 はい。総括まででお願いします。

○窪田福祉総務課長 委員長。福祉総務課長。



○岩佐委員長 課長。

○窪田福祉総務課長 今、資料要求がございました錦町の関連でございますけれども、内容についてご調整させていただきまして、できる範囲でご提出させていただきたいと思えます。こちら、総括まででよろしいでしょうか。

○岩佐委員長 それでお願いいたします。

ほかに。捜査の。総務課長。

○佐藤総務課長 捜査関係の、公開できない根拠ということですが、ちょっと調べて、またご相談させていただきたいと思えます。

○岩佐委員長 はい。お願いします。

岩田委員。

○岩田委員 先ほどの資料要求のところ、捜査の関連のところ、出せないという話なんですけど、小枝委員も先ほどおっしゃっていましたが、これを私が資料要求したのは全てが出せないんでしょうか。出せるものだけでも出してください。

以上です。

○岩佐委員長 はい。じゃあ、出せるものだけ出してください。（発言する者あり）

○村木政策経営部長 委員長。政策経営部長です。

○岩佐委員長 政策経営部長。

○村木政策経営部長 ただいまの捜査関係の資料なんですけど、（発言する者あり）区として捜査機関からの報告を受けたりとか情報提供を受けているわけではないので、区として知らないで答えられないということです。ですから、こちらで把握しているものについては、質問者と調整の上で、ご調整したいと思いますけど、基本的には捜査の経緯とかその辺りについては、我々は一切知らされておりません。

○岩佐委員長 岩田委員。

○岩田委員 それでは、こちらが例えば、区が、例えばその、元議長、ちょっと細かいのは後で調整しますけども、元議長が疑われていたことをいつから知っていたのかとか、そういうのは別に、警察の方が云々という話じゃなくて、区がいつ知っていたのかとかいう話ですから、捜査も終わっていることですから、大体捜査中ですから出せませんと言うんですけど、捜査も終わっていることですから、出せるものはお願いします。

○村木政策経営部長 先ほども申し上げましたが、先ほど申し上げましたとおり、警察のほうで、そう、誰かを聴取したとかそういうことも一切こちらには情報が入ってきませんので、それについては、こちらのほうでは知らないから答えられないということでございます。

そのほか、先ほど申し上げましたとおり、こちらで把握しているものについて、可能なものにつきましては、質問者と調整の上、ご提供したいと思います。

○岩佐委員長 ほかに、資料、何か追加で要求される方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 なし。ないですね。はい。それでは、資料の準備、調整してお願いいたします。

それでは、最後に、繰り返しになりますが、総括質疑の項目の各会派から委員長への提出期限につきましては、10月8日火曜日午後4時とさせていただきますので、ご協力を

お願いいたします。

日程1については、本日はこの程度で終了します。

次に、日程2、分科会の設置についてですが、令和5年度各会計決算の詳細な調査は、先ほどお示したとおり、10月2日水曜日から、三つの分科会を設置してお願いすることといたしますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

次の予算・決算特別委員会は……

○中根財政課長 委員長、委員長。財政課長です。

○岩佐委員長 あ、失礼しました。

財政課長。

○中根財政課長 はい。（発言する者あり）

○岩佐委員長 すみません、財政課長。（発言する者あり）どうぞ。

○小林副委員長 休憩していないのに。（発言する者あり）休憩していないのに。休憩していないのに……

○中根財政課長 すみません。財政課長です。

○岩佐委員長 財政課長。

○中根財政課長 すみません。令和6年度の予算執行に関しまして、この場で1点ご報告させていただきたいと思います。

本日開催される臨時国会で内閣総理大臣への就任を予定されております石破氏ですが、昨日の記者会見におきまして、衆議院を解散して、10月27日投開票で総選挙を行う旨を表明しております。そのため、選挙に対する諸準備を極めて短期間で速やかに行う必要がございます。そのため、定例会の、今、開催中ではございますけれども、その予算につきまして、予備費による対応をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○岩佐委員長 はい。選挙の費用について、予備費でのご対応を報告いただきました。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。すみません。

次回の予算・決算特別委員会は10月10日木曜日午前10時半から開会いたします。

以上で、本日の予算・決算特別委員会を閉会します。お疲れさまです。

午後2時50分閉会